

平成26年9月

篠栗町議会第3回定例会 会 議 録

福岡県篠栗町議会

会期日程

(会期：9月8日(月)～19日(金) 12日間)

会 期	月	日	曜		開 議 時 刻	摘 要
第1日	9	8	月	本会議	午前10時	開 会
						・会議録署名議員の指名
						・会期の決定
						・議案の上程(提案理由説明)及び質疑
						・請願の報告
						・議案等の委員会付託
・採決						
第2日	9	9	火	考 案 日		
第3日	9	10	水	本 会 議	午前10時	・一般質問
第4日	9	11	木	条 例 委 員 会	午前10時	・付託案件審査
第5日	9	12	金	決 算 特 別 委 員 会	午前10時	・付託案件審査
第6日	9	13	土	休 会		閉 庁
第7日	9	14	日	休 会		閉 庁
第8日	9	15	月	休 会		閉 庁
第9日	9	16	火	決 算 特 別 委 員 会	午前10時	・付託案件審査
第10日	9	17	水	予 算 特 別 委 員 会	午前10時	・付託案件審査
第11日	9	18	木	予 備 日		
第12日	9	19	金	本 会 議	午前10時	・各付託案件委員長報告
						・採決
						・所管事務の閉会中の継続調査の件
						閉 会

平成26年第3回 篠栗町議会定例会 議事日程 第1号

平成26年9月8日(月) 午前10時開議

第1, 会議録署名議員の指名 1番 , 2番

第2, 会期の決定の件

第3, 議案の上程(提案理由説明)及び質疑

第4, 請願及び陳情の報告について

第5, 議案等の委員会付託について

第6, 議案第43号 篠栗町固定資産評価審査委員会委員の選任について

平成26年第3回 篠栗町議会定例会 議事日程 第2号

平成26年9月10日(水) 午前10時開議

第1, 一般質問

質問順位	議席番号	質 問 者	
1.	4 番	横山 久義	議 員
2.	2 番	飯田 浩二	議 員
3.	3 番	今長谷 武和	議 員
4.	5 番	大楠 英志	議 員
5.	8 番	松田 國守	議 員
6.	1 番	村瀬 敬太郎	議 員
7.	12番	荒牧 泰範	議 員
8.	6 番	草場 謙次	議 員

平成26年第3回 篠栗町議会定例会 議事日程 第3号

平成26年9月19日(金)午前10時開議

第1, 議案の上程(提案理由説明)

第2, 議案第42号 専決処分の承認を求めることについて(専決第11号)
〔平成26年度篠栗町一般会計補正予算(第3号)について〕

第3, 議案第44号 篠栗町地域福祉計画策定委員会条例の制定について

第4, 議案第45号 篠栗町立栗の子保育園民営化検討委員会条例の制定について

第5, 議案第46号 篠栗町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

第6, 議案第47号 篠栗町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

第7, 議案第48号 篠栗町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

第8, 議案第49号 篠栗町再生可能エネルギー発電設備導入可能性調査検討委員会条例の制定について

第9, 議案第50号 平成25年度篠栗町一般会計歳入歳出決算の認定について

第10, 議案第51号 平成25年度篠栗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

第11, 議案第52号 平成25年度篠栗町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

第12, 議案第53号 平成25年度篠栗町流域関連公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第13, 議案第54号 平成25年度篠栗町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

第14, 議案第55号 平成26年度篠栗町一般会計補正予算(第4号)について

- 第15, 議案第56号 平成26年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について
- 第16, 議案第57号 平成26年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について
- 第17, 議案第58号 篠栗町教育委員会委員の任命について
- 第18, 請願1号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書
- 第19, 請願2号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願書
- 第20, 請願3号 国会に憲法改正の実現を求める意見書提出の請願書
- 第21, 請願4号 「農業・農協改革」への意見書提出に関する請願
- 第22, 請願5号 「少人数学級推進」、「義務教育費国庫負担制度拡充」を国の関係機関に求める意見書提出に関する請願
- 第23, 常任委員会の閉会中の継続調査の件

議案付託表

議案 番号	件 名	付託委員会
42	専決処分の承認を求めることについて(専決第11号) 〔平成26年度篠栗町一般会計補正予算(第3号)について〕	予算 特別委員会
44	篠栗町地域福祉計画策定委員会条例の制定について	文教厚生 常任委員会
45	篠栗町立栗の子保育園民営化検討委員会条例の制定について	文教厚生 常任委員会
46	篠栗町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	文教厚生 常任委員会
47	篠栗町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める 条例の制定について	文教厚生 常任委員会
48	篠栗町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を 定める条例の制定について	文教厚生 常任委員会
49	篠栗町再生可能エネルギー発電設備導入可能性調査検討委員 会条例の制定について	総務建設 常任委員会
50	平成25年度篠栗町一般会計歳入歳出決算の認定について	決算 特別委員会
51	平成25年度篠栗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定 について	決算 特別委員会
52	平成25年度篠栗町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認 定について	決算 特別委員会
53	平成25年度篠栗町流域関連公共下水道事業特別会計歳入歳出 決算の認定について	決算 特別委員会
54	平成25年度篠栗町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定 について	決算 特別委員会
55	平成26年度篠栗町一般会計補正予算(第4号)について	予算 特別委員会
56	平成26年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)につ いて	予算 特別委員会

議案 番号	件 名	付託委員会
57	平成26年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について	予算 特別委員会

請願文書表

請願 番号	受 理 年月日	件名・要旨・請願者・紹介議員	付託委員 会
1	平成 26 年 8 月 19 日	手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書	文教厚生 常任委員 会
		請願の要旨： 請願書添付につき省略 請願者の住所及び氏名： (住所) 篠栗町大字尾仲549番地3 (氏名) 粕屋地区聴覚障害者協会 会長 中川 久美男 紹介議員： 草場 謙次	
2	平成 26 年 8 月 19 日	ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願書	文教厚生 常任委員 会
		請願の要旨： 請願書添付につき省略 請願者の住所及び氏名： (住所) 篠栗町大字高田499-1-2-408 (氏名) 全国B型肝炎九州訴訟原告団 小川 敏 紹介議員： 今長谷 武和 村瀬 敬太郎	

請願文書表

請願 番号	受 理 年月日	件名・要旨・請願者・紹介議員	付託委員 会
3	平成 26 年 8 月 19 日	国会に憲法改正の実現を求める意見書提出の請願書	総務建設 常任委員 会
		請願の要旨： 請願書添付につき省略 請願者の住所及び氏名： (住所)福岡市博多区千代4-30-2-4F (氏名)日本会議福岡 時局担当副理事長 辻 幸男 紹介議員： 阿部 寛治	
4	平成 26 年 8 月 19 日	「農業・農協改革」への意見書提出に関する請願	総務建設 常任委員 会
		請願の要旨： 請願書添付につき省略 請願者の住所及び氏名： (住所)粕屋町大字大隈1229番地 (氏名)粕屋農業協同組合 代表理事組合長 栗原 信三 (氏名)粕屋農政連 委員長 世利 昌規 紹介議員： 大楠 英志	

請願文書表

請願 番号	受 理 年 月 日	件名・要旨・請願者・紹介議員	付託委員 会
5	平成 26 年 8 月 25 日	「少人数学級推進」、「義務教育費国庫負担制度拡充」を国の 関係機関に求める意見書提出に関する請願	文 教 厚 生 常 任 委 員 会
		請願の要旨： 請願書添付につき省略 請願者の住所及び氏名： (住所) 篠栗町大字和田910－175 (氏名) 一ノ瀬 治茂 紹介議員： 飯田 浩二 村瀬 敬太郎	

平成26年第3回(9月)

篠 栗 町 議 会 定 例 会

9月8日(開会)

平成26年 第3回 定例会 会議録

日時 平成26年9月8日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	村 瀬 敬 太 郎	2番	飯 田 浩 二	3番	今 長 谷 武 和
4番	横 山 久 義	5番	大 楠 英 志	6番	草 場 謙 次
7番	阿 部 寛 治	8番	松 田 國 守	9番	今 泉 正 敏
10番	阿 高 紀 幸	11番	後 藤 百 合 子	12番	荒 牧 泰 範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	三 浦 正	副 町 長	城 戸 清 壽
教 育 長	西 邦 彰	総 務 課 長	大 塚 哲 雄
財 政 課 長	立 花 博 友	会 計 課 長	城 戸 安 行
まちづくり課長	松 田 秀 幹	税 務 課 長	吉 村 英 治
住 民 課 長	村 嶋 茂 則	健 康 課 長	黒 瀬 英 三
福祉環境課長	安 河 内 正 邦	こども育成課長	井 上 伸 一
栗の子保育園長	萩 尾 一 男	産業観光課長	三 明 祐 治
都市整備課長	藤 博 文	上下水道課長	石 内 清 之
学校教育課長	佐 伯 和 久	社会教育課長	阿 部 正 博

出席した議会事務局職員

局 長	清 原 眞 也	次 長	松 岡 秀 策
主 事	高 濱 守 央		

開会 午前 10 時 00 分

○議長（今泉 正敏） おはようございます。

本日は全員出席で開議は成立いたします。

なお本日は、広報担当者の写真撮影及び報道関係者のビデオ・写真撮影を許可しております。

また、この 9 月議会からは、議会改革の一環である議会の IT 化の取り組みとして、タブレット端末を活用したペーパーレス会議の議会運営に取り組んでいること申し上げ、さっそく会議に入りたいと思います。

ただいまから、平成 26 年第 3 回篠栗町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付しております議事日程のとおりでございます。

なお、各常任委員会の閉会中の調査結果は、タブレットにメールにて配布のとおりでございます。

それでは、これより日程に従い、議事を進めます。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 120 条の規定により、議長において 1 番、村瀬敬太郎議員、2 番、飯田浩二議員を指名いたします。

日程第 2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は本日から 9 月 19 日までの 12 日間にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から 9 月 19 日までの 12 日間に決定いたしました。

日程第 3、議案の上程をいたします。

本定例会に提出されております議案は、議案第 42 号から議案第 57 号までの計 16 議案と請願 5 件でございます。

それでは、議案第 42 号から議案第 57 号までを一括議題とします。

町長に一括して提案理由の説明を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正） 皆様おはようございます。

本日、平成 26 年第 3 回の定例会を招集いたしましたところ、公私とも御多忙の中、御出席賜りまことにありがとうございました。

今年の九州の6月から8月の平均気温は、平年値を大きく下回り、2003年以来11年ぶりの冷夏と位置づけられると気象台が報じました。

しのぎやすい夏であったことはありがたい気持ちではありますが、日照時間が短かったことで、農作物に深刻な影響が及ぶのではないかと心配いたしております。

秋に向けて穏やかな日よりの続くことを願っております。

ことしも各地で豪雨災害が発生いたしました。

中でも、先月20日未明に発生いたしました、広島市の土砂災害は、死者72人、行方不明者2人、避難者838人、いずれも9月2日現在でございますが、これまでにない大規模な災害となりました。

犠牲となられました方々に心から哀悼の意を表します。

災害当初は、水を含むと流れやすい真砂土の地質が多いことが被害拡大の一因と報じられておりましたが、その後の調査で、水を含んでも流れにくい堆積岩が多い地域でも、土石流が発生していたことがわかり、調査団のメンバーによりますと、堆積岩は全国に広く分布しており、どこでも同じような災害が起こる可能性がある指摘しています。

篠栗町は、平成21年7月に2名の人命を失う土砂災害を経験しております。

町内の山間地域に居住されてある町民の皆様は、周りに土砂災害危険地域があることをしっかりと認識していただき、今後とも、役場防災本部が発信する大雨洪水警報や、避難勧告等に即時的確に対応できる体制を地域全体でとっていただくようお願いいたします。

今後も住民の皆さんへの周知徹底を継続して行ってまいります。

議案の説明に入ります前に、6月議会以降の諸情勢の報告をいたします。

まずは、皆様に昨日行われました、消防操法県大会で、篠栗町消防団第4分団尾仲班が見事第2位に入賞を果たしましたことを御報告いたします。

惜しくも全国大会出場は逃しましたが、この4大会で全て糟屋地区を勝ち上がって県大会に出場し、平成24年の前回大会に初めて入賞した成果を、今大会につなぐことができました。

今後必ずや福岡県代表として全国に篠栗町消防団の名を轟かせたいと、団長はじめ幹部職員の新たな決意もお聞きいたしました。

今後も、町民の安全、財産を守り続ける、篠栗町消防団に対する御支援をよろしくお願いいたします。

去る8月29日に監査委員による定期監査報告を受けました。

平成25年度決算については、財政運営の一層の健全化が求められるものの、おむね適正であるとの評価を受けております。

一方で、職員の事務レベルについて正確な事務力が後退しているとの御指摘もいただきました。

事務のレベルダウンは町民の皆様に対して大きなミスを起こしかねないリスクをはらんでおり、今後は内部統制を強化して、適正事務の遂行に努めてまいります。

去る9月3日に、第2次安倍内閣の内閣改造が行われました。

私ども地方自治体にとって、今回の目玉は何と言っても、地方創生でございます。

景気回復の効果を地方に波及させるため、石破大臣のもと、全府省庁横断的な組織で、地域振興策を策定推進すると、その狙いがうたわれております。

平成27年度の骨太の方針においても、そうした地域振興策を具体化するための各種政策についての説明があり、今後、具体的な事業の説明と予算が明らかになってくると思われます。

篠栗町におきましても、情報を的確にキャッチしながら、平成27年度に向けた動きをしてまいりたいと考えております。

春先からマスコミが大きく取り上げておりました、消滅する市町村論批判を展開すべく、全国町村会調査室長の坂本誠氏が、人口減少社会の罨という論文を雑誌現代9月号に掲載いたしました。

第2回定例会閉会挨拶で紹介いたしました、ストップ少子化地方元気戦略と題した提言など、いわゆる益田レポートについての批判的に検討したものでございます。

そのポイントは、1、消滅可能性自治体の要因としている若年女性減少の要因は、東京への一極集中ではなく、全国的な少子化の影響のほうが大きい。

2、推計結果がひとり歩きすることによる地域に及ぼすマイナスの影響こそ問題である。

3、平成の合併による旧町村部の人口減少こそ問題にすべき。

4、定住人口のみをもって地域の維持存続を論じているが、地方においては、町村を超えた日常的な人口移動もあり、そうした地域に置いても、十分住民の暮らしは成り立っていると考えられる。

こう指摘した上で、新たな選択と集中を目指すべきとする益田レポートを批判し、中心都市のみに集中投資を行うのではなく、圏域の生活や経済を支える中心都市と農山漁村地域の相互作用にもっと注力して、周辺地域を支える取り組みを継続すべきであるとの持論を展開しておられます。

全国町村の立場に立った貴重な意見であろうかと思えます。

今後も、広く有識者の考えを吸収しながら、議員の皆様と、そして、町民の皆様と篠栗町の将来について議論してまいりたいと考えます。

平成２６年度事業の進捗状況についてお知らせいたします。

平成２６年第１回定例会で施政方針を述べましたが、約半年経過した時点での中間報告でございます。

本年度からスタートいたしました小中学校の教室木質化については、まず、篠栗中学校、篠栗北中学校の３年生の教室をそれぞれ７教室と４教室の工事を完了しております。

木の香爽やかな教室で２学期がスタートしております。

議員の皆様にはぜひ学校に足を運んでいただきまして、ご覧いただきたいと願っております。

本定例会から本格的に使用し始めますタブレット端末による議会は、まさに先進的な取り組みでございますので、今後もいろいろ改良点が見つかるかと思えます。

皆様と一緒に改善して、より良いシステムとなるよう努力してまいりたいと考えておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

なお、月ごとに行っております、定例課長会議や週１回の庁議におきましても、タブレット端末による会議に変更しておりますが、会議資料のペーパーレス化とともに、諸準備がかなり簡素化されており、その効果はあらわれていると感じております。

クリエイト篠栗の空調関係の改修に係る設計を当初予算で計上し、業者からその報告を受けたところでございますが、工事見積もり額が私どもが事前に試算していた額に比べて大きく増額しております。

材料費や人件費の上昇等避けられない要因もありますが、もう少し詳細に検討を加えまして、投資額と効果のバランス、消費税の１０％への引き上げ時期等を考慮して、工事に関する補正予算を改めて計上したいと考えております。

その際、平成２７年度の当初予算に計上することも選択肢の一つと考えております。

その他の事項につきましては、年度当初の計画に沿って着実に事業は進行しております。

平成２６年度計画した事業が予定どおり完了するよう、執行部としても精いっぱい努力してまいりますので、今後とも議会のチェックをよろしくお願いいたします。

それでは、提案理由の説明をいたします。

本定例会に提案しております議案は、議案第４２号から議案第５７号までの１６議案でございます。

議案第４２号は、専決処分の承認を求めることについて（専決第１１号）であります。

本議案は、平成２６年度篠栗町一般会計補正予算（第３号）について、地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき、７月９日に専決処分を行いましたので、同条第３項の規定により、これを報告し承認を求めるものであります。

補正予算の内容は、町が所有する公共施設の総合管理計画の策定に１７カ月の期間を要することが判明したことにより、翌年度への予算の繰り越しが必要となったため、繰越明許費１，２００万円を追加計上いたしております。

議案第４３号は、篠栗町固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。

本議案は、現委員の萩尾勝男氏が、本年９月３０日をもって任期満了となるため、同氏の再任について、地方税法第４２３条第３項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議案第４４号は、篠栗町地域福祉計画策定委員会条例の制定についてであります。

本議案は、社会福祉法第１７７条の規定に基づく地域福祉計画を策定するに当たり、幅広い住民等からの意見を聴取し、当該計画に反映させるため、本条例を制定するものであります。

議案第４５号は、篠栗町立栗の子保育園民営化検討委員会条例の制定についてであります。

本議案は、町立栗の子保育園の民営化を検討するにあたり、その有効性及び問題点などについて、関係者の意見を聴取するため、本条例を制定するものであります。

議案第４６号は、篠栗町特定教育保育施設及び特定地域型保健事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第４７号、篠栗町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第４８号、篠栗町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての３議案は、子ども子育て支援法、児童福祉法、その他関係法令の制定に伴い、市町村において、保育施設保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める必要があるため、本条例を定めるものでございます。

議案第４９号は、篠栗町再生可能エネルギー発電設備導入可能性調査検討委員会条例の制定についてであります。

本議案は、クリエイト篠栗の屋根に太陽光パネルを設置する事業の実施にあたり、県の補助金の活用を計画しておりますが、当該事業の実施については、事前に調査検討を行う必要があるため、本条例を制定するものであります。

議案第５０号から議案第５３号までの４議案は、平成２５年度篠栗町一般会計及び特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第２３３条第３項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

議案第５０号は、平成２５年度篠栗町一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

議案第５１号は、平成２５年度篠栗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

議案第５２号は、平成２５年度篠栗町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

議案第５３号は、平成２５年度篠栗町流域関連公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

以上４議案が、一般会計及び特別会計の決算認定に関する議案であります。

議案第５４号は、平成２５年度篠栗町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてであります。

本議案は、地方公営企業法第３２条第２項の規定により、平成２５年度篠栗町水道事業会計未処分利益剰余金１２億８,８３８万８７６円のうち、１０億５,０３３万７,２７７円を建設改良積立金へ積み立てし、過去の積み立て分８億５,０３３万７,２７７円を取り崩し、自己資本金に組み入れるもの及び平成２５年度篠栗町水道事業会計決算について、同法第３０条第４項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

議案第５５号は、平成２６年度一般会計補正予算（第４号）についてであります。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ２億７,０９２万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ９５億７,１２１万９,０００円とするものであります。

歳入につきましては、平成２５年度に確定いたしました、繰越金２億１,９８５万６,０００円を増額するほか、主なものといたしまして、国庫支出金１,９４９万３,０００円、県支出金１,９７２万９,０００円を増額、諸収入２１万８,０００円を減額補正するものであります。

また、臨時財政対策債３,２２９万１,０００円を増額し、普通交付税２,０２３万１,０００円を減額補正するものであります。

主な歳出につきましては、まず総務費におきまして、財政調整基金積立金に1億円、社会保障税番号制度システムほか1件の変更委託料に2,783万2,000円を追加計上するものであります。

民生費におきましては、自立支援医療給付事業の厚生医療給付に1,762万7,000円、障がい者自立支援事業ひとり親家庭等医療対策費、乳幼児医療対策費等の国庫及び県費補助事業について、昨年の事業実績に伴い発生した補助金返還金に775万6,000円、介護居宅施設の整備事業補助金に514万3,000円を追加計上するものであります。

衛生費におきましては、成人健康推進費、養育医療対策費の国庫及び県費補助事業について、昨年の事業実績に伴い発生した補助金の返還金に83万8,000円、予防接種事業のシステム変更委託料に48万6,000円を追加計上するものであります。

農林水産業費におきましては、農地台帳システムの導入委託料に747万4,000円、ため池維持補修工事に600万円、林道作業道補修工事に882万9,000円、林業普及補助金に118万円を追加計上するものであります。

商工費におきましては、地域振興券のプレミアムの補助として50万円、憩いの川維持補修工事に89万円を追加計上するものであります。

土木費におきましては、道路維持補修費に4,000万円、道路改良費に1,000万円、河川改修工事に600万円を追加計上するものであります。

消防費におきましては、福岡県消防操法大会に出場が決定したための費用として299万8,000円を追加計上するものであります。

教育費におきましては、行政区から申請のありましたコミュニティ助成事業におきまして、1件の不採択がございましたので、コミュニティ助成事業補助金250万円を減額、歴史民俗資料館の維持補修工事307万5,000円、町民プール改修工事1,985万1,000円を追加計上するものであります。

災害復旧費におきましては、町道の災害復旧工事として450万円を追加計上するものであります。

次に、債務負担行為につきましては、粕屋南部消防組合の科学消防ポンプ自動車、災害対応特殊救急自動車及び出張所の用地の購入に係る平成25年度粕屋南部消防組合分担金、これは平成25年度地方債元利償還金でございますが、これについて債務負担行為の変更を行うものであります。

また、地方債の変更及び補正につきましては、臨時財政対策債の借入限度額を4

億 6,229 万 1,000 円に変更するものでございます。

議案第 56 号は、平成 26 年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）についてであります。

本議案は、保険者が納付する本年度の拠出金等の額の確定及び平成 25 年度の国庫金等の精算に伴う返還金の補正により、歳入歳出それぞれ 2,772 万 9,000 円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ 34 億 528 万 5,000 円とするものであります。

議案第 57 号は、平成 26 年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）についてであります。

本議案は、平成 25 年度の保険料及び滞納繰越額の確定に伴う保険料負担金の補正により、歳入歳出それぞれ 1,006 万 6,000 円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ 3 億 8,122 万 3,000 円とするものであります。

以上が、本定例会に提案いたしました議案の提案理由でございます。

慎重審議方よろしくお願いいたします。

○議長（今泉 正敏） ただいまの提案理由の説明に対し、大綱質疑を行います。

質疑ございますか。

質疑なしと認めます。

日程第 4、請願の報告をいたします。

請願 5 件を受理しておりますので、事務局より報告させます。

清原事務局長。

○議会事務局長（清原 眞也） 今議会に、請願 5 件の提出がありましたので、報告をいたします。

なお、請願の趣旨等につきましては、資料のとおりでございますので、省略をさせていただきます。

まず、請願 1 号、受理年月日、平成 26 年 8 月 19 日、件名、手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書。

請願者の住所、氏名でございます。

篠栗町大字尾仲 549 番地 3、糟屋地区聴覚障がい者協会会長、中川久美男氏、紹介議員は、草場謙次議員でございます。

次に、請願 2 号、受理年月日、平成 26 年 8 月 19 日、件名、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願書。

請願者の住所、氏名でございます。

篠栗町大字高田４９９の１の２の４０８、全国Ｂ型肝炎九州訴訟原告団、小川敏氏、紹介議員は、今長谷武和議員と村瀬敬太郎議員でございます。

次に、請願３号、受理年月日、平成２６年８月１９日、件名、国会に憲法改正の実現を求める意見書提出の請願書。

請願者の住所氏名、福岡市博多区千代４の３０の２の４Ｆ、日本会議福岡、時局担当副理事長、辻幸夫氏、紹介議員は、阿部寛治議員でございます。

次に、請願４号、受理年月日、平成２６年８月１９日、件名、農業・農協改革への意見書提出に関する請願。

請願者の住所氏名、粕屋町大字大隈１２２９番地、粕屋農業協同組合、代表理事組合長、栗原信三氏、もう一方、粕屋農政連委員長、世利昌規氏、紹介議員は、大楠英志議員でございます。

最後に、請願５号、受理年月日、平成２６年８月２５日、件名、小人数学級推進、義務教育費国庫負担制度拡充を国の関係機関に求める意見書提出に関する請願。

請願者の住所氏名、篠栗町大字和田９１０の１７５、一ノ瀬治茂氏。

紹介議員は、飯田浩二議員と村瀬敬太郎議員でございます。

以上、報告を終わります。

○議長（今泉 正敏） 日程第５、議案等の委員会付託についてを議題といたします。議案第４２号から議案第５７号までの１６議案と請願５件を一括議題といたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案のうち、議案第４３号は、人事案件でございますので、委員会への付託は省略し、本日の日程といたします。

これに御異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よってそのように決定いたしました。

次に、議案第４４号から議案第４９号までの６議案と請願５件につきましては、お手元に配付の議案付託表及び請願文書表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定いたしました。

次に、議案第５０号から議案第５４号までの決算認定については、議長及び議会選出の監査委員を除く１０人で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託した

いと思います。

これに御異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よってそのように付託することに決定いたしました。

次に、議案第４２号及び議案第５５号から議案第５７号までの補正予算については、議長除く１１人で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定いたしました。

なお、決算特別委員会の正副委員長については、申し合わせにより、委員長は８番、松田國守議員。副委員長は１１番、後藤百合子議員です。

また、予算特別委員会の正副委員長については、委員長は１１番、後藤百合子議員。副委員長は、８番、松田國守議員です。

最後に、報告２件については、決算審査終了後に全員で報告を受けたいと思います。

日程第６、議案第４３号、篠栗町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

議案の説明を大塚総務課長に求めます。

総務課長。

○総務課長（大塚 哲雄） 議案第４３号、篠栗町固定資産評価審査委員会委員の選任について。次の者を篠栗町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第４２３条３項の規定により議会の同意を求める。

住所、篠栗町大字萩尾７４０番地、氏名、萩尾勝男、生年月日、昭和２５年１１月３０日、平成２６年９月８日提出、篠栗町長、三浦正。

提案理由、現委員の萩尾勝男氏が、平成２６年９月３０日をもって任期満了となるためでございます。

履歴経歴につきましては、次ページに掲載しておりますので、御参照いただくようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（今泉 正敏） ただいまの総務課長の説明に対し質疑を行います。

質疑ございますか。

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、人事案件でございますので、討論は省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

異議なしと認め、これより採決を行います。

本案に賛成の方は御起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第４３号は原案のとおり可決し、同意することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして散会といたします。

散会 午前１０時３３分

平成26年第3回(9月)

篠 栗 町 議 会 定 例 会

9月10日(一般質問)

平成26年 第3回 定例会 会議録

日時 平成26年9月10日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	村 瀬 敬 太 郎	2番	飯 田 浩 二	3番	今 長 谷 武 和
4番	横 山 久 義	5番	大 楠 英 志	6番	草 場 謙 次
7番	阿 部 寛 治	8番	松 田 國 守	9番	今 泉 正 敏
10番	阿 高 紀 幸	11番	後 藤 百 合 子	12番	荒 牧 泰 範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	三 浦 正	副 町 長	城 戸 清 壽
教 育 長	西 邦 彰	総 務 課 長	大 塚 哲 雄
財 政 課 長	立 花 博 友	会 計 課 長	城 戸 安 行
まちづくり課長	松 田 秀 幹	税 務 課 長	吉 村 英 治
住 民 課 長	村 嶋 茂 則	健 康 課 長	黒 瀬 英 三
福祉環境課長	安 河 内 正 邦	こども育成課長	井 上 伸 一
栗の子保育園長	萩 尾 一 男	産業観光課長	三 明 祐 治
都市整備課長	藤 博 文	上下水道課長	石 内 清 之
学校教育課長	佐 伯 和 久	社会教育課長	阿 部 正 博

出席した議会事務局職員

局 長	清 原 眞 也	次 長	松 岡 秀 策
主 事	高 濱 守 央		

開会 午前 10時00分

○議長（今泉 正敏） おはようございます。

本日は全員出席で開議は成立いたします。

傍聴に来庁された皆様には、本町議会に関心を持たれますことを感謝申し上げます。

傍聴の際は、皆様へ配付しております一般質問通告書一覧、1ページの注意事項を熟読されまして、御協力をいただきますようお願いをいたします。

日程第1、一般質問を行います。

質問者は8名でございます。

質問時間は、申し合わせにより、答弁を除き1人30分以内といたします。

この際、議員の皆様には議事進行に際してのお願いを申し上げます。

本会議での議論が活発になることが大事であると考えますので、多少の発言のずれは認めたいと思います。

ただし、6月議会からリアルタイムでの配信を行っておりますので、質問議員も答弁者も、言葉遣いには気をつけられるように求めます。

発言内容を精査して最終日に議長判断を報告させていただきます。

御協力をお願いいたします。

それでは、順次、質問を許可いたします。

質問順位1番、横山久義議員。

○議員（横山 久義） おはようございます。

議席番号4番、横山でございます。

今回は、2つの項目について質問させていただきます。

一つは、6月議会でも予告しておりました、ごみ処理施設クリーンパークの稼働延長に関する質問であります。

そして、二つ目は、今、計画の見直し作業が進行中の都市計画マスタープランや、25年から始まっております町の総合計画等のいわゆるまちづくりの柱となるべき、町の基本計画についての質問であります。

それでは早速、一つ目のクリーンパークの稼働延長に関する質問に入りたいと思いますが、このことに関しては、質問事項が多いこともあり、今回と12月議会、そして、来年の3月議会の計3回に分けて質問を行いたいと思っております。

クリーンパークに関する質問は、平成24年の3月議会で初めて取り上げました。

以後、数回にわたり質問をさせていただいたわけですが、今回の質問に関係する部分を議会広報に掲載した範囲で、順を追って簡潔に申し上げます。

まず、24年3月議会で、クリーンパークが平成14年から稼働し、施設の使用期間は平成30年3月末までとなっていること、そして、覚書に期限が切れる5年前には、具体的検討に入ることになっているため、現段階では、新たな施設計画はかなり進んでいなければならない、以上について答弁を求めたところ、町長は、これまでの反省も含め、平成30年4月以降のことについて、しっかりと具体的な形となるよう進めていきますと答えられました。

次に、平成24年6月議会で、次期ごみ処理施設を検討する際、24年度中に大筋のめどをつけるためには、枠組みをどうするのかを、今、決めなければ何も前には進まないと思うがとの問いに、宇美町・志免町両町の組合への参入については、現状のままの委託方式でお願いしますと言いつけているとの答弁でした。

ただ、その後、果たして、両町が、今までどおりの委託方式で了解されたかどうかの報告はなされていないようであります。

次に、平成24年9月議会で、次期プラント建設に関しての進捗状況を尋ねたところ、クリーンパーク施設の運用を大きな方針とし、平成30年から10年間程度延長することを基本的に考える、とクリーンパーク議会で話しましたと答弁されております。

ここで初めて10年稼働延長の話が出てくるわけですが、10年稼働延長の話は正式には平成24年8月21日の施設組合議会で、組合長であります三浦町長が発言されたことで間違いないかを、確認の意味でまずお尋ねをいたします。

次に進みます。

稼働延長を、しかも10年間という具体的数字で打ち出すには、それなりの相当しつかりした根拠がなければなりません。

ですから、答弁を聞いたときには、私が3月議会で質問したときから、早速、次期施設計画に向けた取り組みを進められているものと思っておりました。

しかし、その後、それらしき検討結果の報告を受けることもなく、地元にも稼働延長の根拠についての説明もありませんでした。

それどころか、稼働延長の話が1年ほど前からは、あたかも、稼働延長は可能であるとのニュアンスで伝えられるようになっております。

ここで具体的事例として、三重県の伊賀市の取り組みについて、簡単に紹介したいと思います。

ただ断っておきますが、伊賀市の取り組みが、非常にすぐれているから紹介するものではありません。

ごく一般的な事例だと思ったから取り上げたと思っていただきたいと思います。

伊賀市は、伊賀神社でおなじみの自治体がありまして、人口は１０万人を少し下回っております。

ごみ処理は市単独で行われておりますが、ここの可燃ごみの処理には、クリーンパーク同様、ＲＤＦ方式が採用され、稼働開始も平成１４年からで、精製されたＲＤＦを県のＲＤＦ発電所で処理していることも、クリーンパークと同じであります。

ただ、両者の違いは、福岡県の大牟田市にあります発電所は、平成３４年度まで稼働するのに対し、三重県の発電所は、平成３２年度で廃止する点と、伊賀市の場合、地元との使用協定は、平成３２年度までなのに対し、クリーンパークのほうは、平成２９年度である点であります。

ところが、地元との使用協定が平成３２年度までとクリーンパークより３カ年余裕がある伊賀市は、平成２５年３月には、基本事項検討に関する報告書を策定しております。

当然、検討事項には、ごみの将来予測から始まり、地元との使用協定が延長できた場合のこと、延長できても、ＲＤＦ発電所が閉鎖された後のＲＤＦ受入先をどうするかへの検討、あるいはＲＤＦ方式のほかに熔融方式等を考える必要があること、さらには、地元との使用協定が延長できなかった場合のことなど、検討事項が多岐にわたっております。

報告書の中の基本事項の位置づけの欄を読み上げますと、このようなことが記されております。

将来のごみ処理のあり方については、全国的なごみ処理の状況、直営・委託に係る業務のあり方、市民のニーズ等を踏まえ、処理方式、施設規模、設置場所を検討する必要があることから、今後、検討委員会等を新たに設置し、これらの内容を検討するに当たり、現段階での基本的事項（現状、課題等）を洗い出すことにより、円滑な検討にするものとします。

なお現段階での基本事項であることから、今後、使用計画（基本構想、基本計画等）を策定する際は、随時更新または見直しを行います。

伊賀市の事例のように、あくまで稼働延長はあらゆる課題を検討した後に打ち出すことができる一つの選択肢にすぎません。

ですから、稼働延長を公言するためには、しっかりとした基本事項の検討が必要不可欠であります。

さらに１０年間という具体的数字を示すためには、その科学的根拠が必要となることは当然のことではないでしょうか。

組合長がもし具体的な根拠もなしに、稼働延長の発言をされたのであればそれは無責

任としか言いようがありません。

もし、しっかりとした根拠があるのなら、ぜひお示ししていただきたいと思います。

次は、クリーンパークの建設に要した用地取得費、造成費及びプラント建設費などの費用のうち、平成２６年度における起債等の償還額はいかほどになるのかを教えてくださいたいと思います。

また、交付税で戻ってくる金額を差し引いた実質的な平成２６年度の町の負担額、最終返済年度を教えてくださいたいと思います。

以上で、一つ目の質問を終わらせていただきます。

○議長（今泉 正敏） それでは、ただいまの質問に対して、答弁を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正） おはようございます。

それでは、横山議員の一つ目の質問、クリーンパークわかすぎの稼働延長に関する懸念と課題について、ご答弁申し上げます。

まず、クリーンパークわかすぎを１０年間稼働延長する話、これは通告書にはその話がひとり歩きしている、いつ誰がこのような無責任な話を打ち出したのか、どんな説明があったのかという項目が書かれてありましたが、クリーンパークわかすぎの稼働延長がひとり歩きしているという無責任な話については、何をもってそのようなことをおっしゃっているのか私には理解できないところでございます。

このような表現を議会広報の中で、質問のタイトルとされてはかないませんので、もう一度おさらいの意味で、ここで経過を申し上げます。

また、今回の御質問に対する答弁において、多少、須恵町外二ヶ町清掃施設組合組合長という立場での発言というところも出てまいるかもしれませんが、議長にお許しいただきたいと存じます。

私は、平成２４年８月の須恵町外二ヶ町清掃施設組合の議会におきまして、組合長としてその責任において、クリーンパークわかすぎはまだ十分にその施設の機能を発揮することができることから、これを平成３０年度から１０年間程度、稼働延長することを基本的な考えとするということを御報告いたしました。

そしてそのことを９月の町議会定例会において、議会の皆様に御報告し、さらに、横山議員の一般質問に対する答弁においても、その旨申し上げたところでございます。

また、昨年３月には、乙犬・尾仲・若杉の各区において、組合長及び副組合長である構成３町の町長、各町議会の議長、また、組合議会の議長や副議長等関係者が各公民館にお伺いし、稼働延長に関する説明会を実施し、クリーンパークわかすぎを平成３９年

度まで稼働延長したい旨、御説明を申し上げたところでございます。

その際には、事業継続に向けた地元の代表者による委員会等の設置について、御協力をいただくようお願いしたところであり、本年6月には、乙犬・尾仲・若杉の各区の関係者からなるクリーンパーク稼働延長協議会が発足したところでございます。

クリーンパークわかすぎの稼働延長につきましては、私は、地元の町長として、また須恵町外二ヶ町清掃施設組合の組合長として、関係議会、地元の皆様、関係町の皆様方とともに、今後とも、真摯に取り組んでまいります。

また、先ほど伊賀市の事例の御報告がございましたが、このような内容につきましても当然のことながら、今後逐次洗い出しをしていきながら、報告をしなければならないと考えているところでございます。

次に、クリーンパークわかすぎの建設費に係る起債関係の御質問にお答えいたします。

クリーンパーク若杉の建設費のうち、平成26年度の篠栗町の起債償還額は2億476万3,000円でございます。

このうち交付税算入額は8,387万1,000円で、差し引き1億2,089万2,000円が平成26年度の篠栗町の負担額ということになります。

また、返済の最終年度は平成29年度となっております。

最後に申し上げますが、クリーンパークわかすぎは、横山議員が町長時代に中心的な役割を果たしながら建設された総投資額、約115億5,000万円、これは、周辺道路整備事業は除きますが、21世紀にふさわしい画期的なごみ処理施設でございます。

あなたの輝かしい実績であるクリーンパークわかすぎでございます。

稼働当初は、大牟田リサイクル発電所のトラブル等もありまして、参加各町の議会においても施設に対する批判がかなりございました。

しかし、RDF処理に関する民間の研究開発も格段の進歩を遂げつつある昨今、RDFを大事な燃料として使用するよう産業界の機運が高まっております。

稼働当初から15年が経過しても十分稼働可能な先進的なこの施設を、地域の皆様に御理解と御協力を賜りながら大事に、稼働延長させ、初期投資額に見合った効果を引き出すそうと懸命の努力をしているところでございますので、どうぞ稼働延長に対し、前向きにお考えいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（今泉 正敏） 再質問ございますか。

はい、横山議員。

○議員（横山 久義） 今、町長の答弁をお聞きしまして、稼働延長をですね、施設組合としてあるいは、また地元の町長として考えられる。

これは結構なことなんです。

しかしあくまでも地元の同意がなかなかないと、稼働延長というのは、実現しない。

そういうリスクもあるわけです。ですから、そういう稼働延長を地元の異論がでてくるかもしれません。そういう中で、稼働延長はだめだよと。言われたときにどういう選択肢があるのかを事前に、そういう課題をですね、事前に洗い出して、そして検討していく。そういうことが大事だろうと。

今答弁聞いたら、機能は、十分に発揮します。誰が決めたんですか。恐らく施設組合の執行部の方はそういうことは全く素人ですよ。プラントに関してのことも。

いわゆる外の建物は立派だから持ちますよという、そんなもんじゃないと思う、プラントというのは。

それぞれスタートしたときから劣化が始まっているわけですから、そういうことでいろんなトラブルが起こってくるわけですから。

確かに使えるものなら使ってほしいという気持ちは私自身も個人的にはあります。しかし、相手があることなんです。ですからいろんな選択肢も考えないといけないよと。

そういう検討がまずはあって、その中で、地元の同意がとれるかどうかということに取りかかる、そういうプロセスが必要だろうということで私が伊賀市の例をこれは当たり前のことやってる例ですから、紹介したんですね。

町長は、今後、洗い出しを行います課題をね、問題点ということですが、それでは遅いんです。

今やらないと、今までにやっとなないと、そして、その中でまずは、延長をお願いできないだろうかっていうことは私は許されることと思うんですね。

ですから、今までそういう洗い出しをやってないんですか。やってるんですか。それをお答え願います。

○議長（今泉 正敏） 三浦町長。

○町長（三浦 正） 横山議員の御質問の中で冒頭の私がお話し申し上げたところで少し食い違いがあるかと思いますが、地元の協定書につきましては、この恒久的な施設に関する協定という形で、地元の協定ということについては15年ということは入っていないのはよく御存じのことと思います。

これはクリーンパークと宇美、志免が構成しております5町のブロック会議のところで、15年間というものを1つの目途にして、その後、恒久的に宇美、志免がずっと私どものクリーンパークに、ごみを搬入できるということを思ってもらっては困るので、15年をめどに次期の処理施設も含めて検討する必要があるのではないかとということ

で初めて出てきている内容であることは十分御承知のことであろうかと思います。

かといひまして、私が15年というものはないから地元で当然またそれをお願いできますよということを言っているわけではございませんで、これについては、34年まで大牟田リサイクル発電を延長するという県の重大方針に沿う形で当然のことながら私も5年間延長するわけでございますし、施設につきましてはいわゆる可燃関係、それからリサイクル関係の施設は25年ぐらいの耐用年数、管理等は50年の耐用年数です。

当然のことながら、延長に向けた補修については万全の体制で今臨んで、それぞれの負担を各町にお願いしているわけでございます、そういうことを総体的に踏まえたところで、いろんな答弁をしているところでございます。

延長につきまして、今お話があった個別の三重県伊賀市で行われたようなことにつきましては、当然担当でありますクリーンパークの事務局につきましては、検討を加えているところでございますが、これはまとめて、改めて御報告申し上げることといたします。

○議長（今泉 正敏） 再質問ございますか。

はい、横山議員。

○議員（横山 久義） 順番が逆じゃないですか。

いろんな検討やった上にね、地元で延長をお願いしますならわかります。その選択肢の中にそれが1番出てくるのも理解できます。

しかし、今から、事務局に検討をさせますとかじゃ、本来はそれじゃいけないと。しかし、実際やられてないと思う。

ですから、今から先、遅ればせながらもいいですから、やはりそこはやっぱり真摯に、取組んでもらいたいと思うんですよ。

どういう課題があつて例えば、最初に設置したときにどういう約束があつて、これは実現した、これはまだだ、これは手をつけてないとか、いろんなこともあると思うんですね。だからそういうものを洗い出して、そして、これについてはどこを今やってるよだとかいろんなことをやはり検討しながら、地元にもお願いするという形をとらないと、そう簡単には同意はとれないと思います。

まず、今の町長の答弁だったら、そのまま額面どおり聞けばですよ。

まず、地元は15年と決めてないなら、地元の同意なんかありませんよというふうに聞こえるんですね。

それやったら稼働延長の協議会なんか必要ないでしょう。

だから、そういうことじゃないと思う。

その協定書に15年とうたっていないにしてもそういう申し合わせみたいなものになってるわけですから。

そこはやっぱりね、私がこういうふうに質問したからですけど、真摯にやるべきことはやってもらいたい。

ですから、洗い直しをやってもらいすぐに取りかかってもらえるかどうかについて。

○議長（今泉 正敏） 先に整理しましょうかね、先ほど質問議員が言われた、そういった作業が行われてないって思うっていうふうなところがですね。

余りにも広すぎてあやふやだと思います。

先ほど最初に申しましたように、リアルタイムで聞いてある方もおられますのでそういったところは、余り住民に不安を与えるようなことになっては困りますので、そういった部分は、質問の内容をあまり広げないようにされたほうがいいと思いますが、よろしいでしょうか。

議長が言ってるのはですね、伊賀市のいろんな検討事項のことを申されましたね、そういったことをこの組合議会がされてないっていうことを断言されたように聞こえたので、その部分はあんまりそういうふうに広げられたら、後で困りますので。

○議員（横山 久義） 今後事務局なんかで、洗い出しを行いますという答弁をいただいたから、ということは、今までにそれが完了してないという判断したから言っただけの話ですから。

ですから、そうであるならば、それはけしからんということも今言っても仕方ないから、今からでも、それを、1からやってもらいたいということで、私は、再質問やるつもりです。

○議長（今泉 正敏） はい。

三浦町長。

○町長（三浦 正） 横山議員の御説明を踏まえて申し上げれば、個別の検討は当然やっておるわけでございますけれども、それを体系的にまとめて御報告するということは、これまでやっていなかったもので、今後についてはそれを可及的速やかに行うようにしてまいりたいということを御報告申し上げたかったわけでございます。

○議員（横山 久義） 角度を変えて質問いたしますが、10年延長を発せられたのは平成24年の8月でございます。

ただ、その3年前にですね、平成21年度にいわゆるクリーンパーク、特にRDF施設のほうだと思んですけども、もう既に、平成21年度に悪臭が出てるということで、その対策をやられたと、6月議会に答弁されております。

脱臭装置を最新のものとされたということですが、ある程度の効果はあったかもしれませんが、それで完全にクリアしなかったということで、今年の４月に、いわゆるダクトを増設する工事をやりましたということです。

ただそれでも、完全にそれでおさまるかということとは収まらないんじゃないかなと。それは経過見なければ何とも言えませんけども。

ただ、この１０年稼働延長を発せられた平成２４年度というは、このいわゆる悪臭対策が完了してないんですよ。その時から今は５年かかっているんですね。それでもまだ解決してない。そういうときに、果たして、その１０年稼働延長できますよということが言えたのかということなんですよ。

町長が言われたように、私の時代にですね、ＲＤＦを導入しました。

ただ、これには時間的な制限もあるし、地元との協議というのを考えた場合、これしかないということでやったわけですけども、今となって、いろいろと問題点が出てきております。

一つは、当初から言われてるのは、維持管理費が高くつくということ。もう一つは、私も想定してなかったけども、どうしても臭いが出るということはやっぱり致命的なものではないかなと思います。

ほかの施設ではそういうことがなっていないと言われるかもしれませんが、大部分がですね、全国見ても、わかるとおり、山の奥にあるんですよ、この施設は。

だから近くに民家がないから、少し臭いが出たって影響ないということ。

ただ、そこはうちのクリーンパークと違うところじゃないかなと思いますんで、やっぱりそういうことも踏まえてね、ＲＤＦは今後いいのかどうかもやはり検討して、早急にまとめていただきたいなということを思ってますが、いかがでしょうか。

○議長（今泉 正敏） はい。

三浦町長。

○町長（三浦 正） はい、臭いの件につきましては、当初想定されていなかったということでございますが、当然のことながら、ごみ処理施設ということでございますので、一定の臭いはあることであろうかと思えます。

そういうことから迷惑施設としての地域対策等もあるわけでございますが、今ＲＤＦの臭いの処理につきましては、先ほど御説明がありました新しい形での消臭剤を投入するような形、それとダクトを変更する。

それでもまだいろんな臭いがあるわけで、その全体の臭いのこの部分は取れました、ということはあるんですけども、今度、クリーンパーク議会で建設について皆様方にお

語りした分は、今まで、灯油を使って燃やしておりましたが、どうしても完全燃焼するまでの時間帯に不完全燃焼する臭いがもれ出すとのことから、今回、天然ガス化をする設備に変更する、これも、国の補助を受けて対応するというところでやっておるところでございます。

そうしたさまざまな臭いをそれぞれ一つずつ潰していきながら、できるだけ、環境に配慮した地域住民の皆様からも、あまり苦情を聞かれない設備にしていきたいということは、私どもも常々考えておりますし、その部分についても、また御報告申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（今泉 正敏） 再質問ございますか。

はい、横山議員。

○議員（横山 久義） この質問の最後になりますけども、クリーンパークのプラントの建設費用、その償還、実質の町の負担が1億2,000万円強あるということですが、平成29年度にそれが15年間で全て、払い終わるということでございます。

30年以降はその費用が要らなくなるわけですが、もちろん補修、改修等に若干上乘せなければいけないかもしれませんが、それをですね、いずれ、稼働延長の話はどうなるかわからないにしても、いずれは新しいプラントを建設しなければいけない。

そのためにですね、全てをとはいいませんけども、ある程度のものは残して積み立てるなど構いませんから、残してですね、今後に備える必要があると思いますので、その点について、今まだそこまでの判断ができなかったら、そういう検討をされるかどうかの答弁をお願いします。

○議長（今泉 正敏） はい。

三浦町長。

○町長（三浦 正） 次期プラント建設につきましては、須恵町外二ヵ町清掃施設組合という3町の枠組みを維持していく限りにおいて、当然のことながら3町の町長でまずスタートとして話し合っているわけでございますが、その建設のための資金としてプールするということにつきましては、一つの御意見としてお承りしておくことにいたします。

プラント建設につきましては当然その後のものという、今クリーンパークの後の施設ということでは、3町の町長でしっかりと今協議をしているところでございます。

○議長（今泉 正敏） 終わられますか。

○議員（横山 久義） 以上で最初の質問の一般質問終わります。

○議長（今泉 正敏） 先ほど横山議員がですね、この建設当初、その施設が少し高くつ

くという問題もあったという発言をされました。

そのことはですね、私が今まで感じていたのは、最初は夢の施設ということで大々的に日本中で建設されて、我々が受け取っていた気持ちは、高くつくより、安くつくというふうにとらえておるとですが、あのまま発言残しときますか。

○議員（横山 久義） 私が今言ったのは、維持管理費が高くつきますよと。

例えば溶融だとか燃焼方式、初期建設費用、イニシャルコスト、それはかなり安くなります。

そのことは当然安くなります。

しかしどうしても乾燥するだとかいろんなことが手間がかかる、そして固形化して持っていく、そういうこともあるから、維持管理費というのはどうしても高くなりますということは最初から申し上げています。

どの文献を見てもそう書いてあります。

ですから、最初に作った費用ではないということ。

私はそういう意味で言ったつもりです。

○議長（今泉 正敏） その部分がですね、地域住民から言ったら、その施設が高くつく、安くつくという部分はトータルで受けとると思うんですよね。

だから、その高くつくことも問題であったということを議員がおっしゃって、それを残しとったらですね、それを見聞きした方は、当初から高くつくことがわかって建設したのかなというふうに受け取るんじゃないですかね。

それは確認しとったほうがいいと思います。

○議員（横山 久義） この質問の中で重要な部分ではございません。

ですからそこは、省略されても構いません。

ただあくまでも15年間という想定の中での計算ということがありますからね。

これが例えば延長ということになっていくと、当然、その分は維持管理費がウェイトを占めてくるということもあります。

○議長（今泉 正敏） はい、後で精査いたします。

○議員（横山 久義） 次は町の基本計画に関して、お尋ねをいたします。

一つ目は、町の基本計画の趣旨についてであります。

町が作成しております基本計画に総合計画と都市計画マスタープランがありますが、一般の方にはその違いがわかりづらいのではないだろうかと思っております。

ですからまずはこの二つの基本計画について、その趣旨を簡単に簡潔に説明願います。

二つ目は執行部の認識度についてであります。

総合計画や都市計画マスタープランの基本計画は、まちづくりを推進する執行部にとっては非常に重要な指針であることから、町長初め全ての職員は、これらの指針を熟知した上で、尊重し、それぞれの持ち場で業務を遂行してあると思っております。

そのように思っておりますが、よろしいかをまずはお尋ねをいたします。

3つ目は、県が告示した篠栗都市計画についてであります。

福岡県は平成23年4月25日に、篠栗都市計画を告示しております。

そしてこの計画の基礎調査は、町が県の委託を受けたものですが、篠栗町議会には報告してないと、担当課から聞いております。

私は議会の報告はされるべきだと思いますが、議会に説明する必要がないと判断された理由をお聞かせ願います。

また、県から委託を受けた際、委託費があったかどうか。

委託費があった場合の金額及び委託年度等について明らかにしていただきたいと思っております。

四つ目は、篠栗町の人口の動向についてであります。

まちづくりを推進するに当たり、重要な課題の一つに、人口の動向があることは言うまでもありません。

それ以外に基本計画には、将来の目標人口が書き記されておりますし、その目標を達成するため、小施策を立案し実行に移していると言っても過言ではありません。

つまり、人口の増減は施策の正否のバロメーターでもあると私は考えております。

県告示の篠栗都市計画では、市街地内人口が平成17年の2万7,600人だったものが、平成27年にはおおむね2万8,800人に10年間で1,200人増加すると想定しております。

また、昨年からはまった第5次総合計画では、町の全人口を平成29年には3万2,800人、平成25年の3万1,555人から、1,245人増加させるとしております。

しかし、残念ながら現実には計画とはほど遠く、昨年7月31日時点で、3万1,589人だった人口が、ことしの7月31日には、3万1,499人と1年間で90人も減少している状態です。

この5次総合計画の期間は平成29年までとなっており、目標を達成するためには、これから3カ年半で1,300人以上の人口をふやさなければなりません、担当課を含め、町はその意欲をお持ちでしょうか。

もし意欲があるとすれば、今後どのような施策で人口増加を図ろうと考えているのか説明していただきたいと思っております。

ちなみに参考の意味で申し上げておりますが、お隣のＳ町は、この１年間で１６２人増加しております。

さらに、三浦町長のカラーが色濃く出始めた平成１８年から今日までの篠栗町の人口増加が３４４人にとどまっているのに対し、Ｓ町は１，５９３人と、我が町の４．６倍も人口が増加しております。

Ｓ町には失礼かと思いますが、利便性でははるかにまさる篠栗町が、Ｓ町にこれほどのおくれをとったことを非常に残念に思っております。

次の質問に移ります。

平成２５年第１回定例会に高田・金出・上町区域の農地計画調整区域の見直しに関する請願書が関係区域の農地所有者から提出されたことは御承知のとおりであります。

議会としては、一地域を限定しての見直しは難しいものがあったため、請願者の了解を得て全地域を対象としてマスタープランに沿って検討されるよう、全員賛成にてこの請願を採択しております。

ですからその後、執行部は議会の意向を踏まえ、どのような検討されているのか教えていただきたいと思っております。

また、請願者から、執行部に対し、請願と同じ趣旨の要望書の提出がその数カ月後にあっております。

請願者に対し誠意をもって対応されていたのなら、このようなことは起こらなかったはずです。

請願者に対しどのような対応されたのか、説明していただきたいと思っております。

最後の質問は、町内の宅建協力会と町との合同勉強会についてであります。

先月の２８日、町内の宅建協力会と、町の関係部署との合同勉強会なるものが行われたと聞いております。

現在都市計画マスタープランの見直し作業が大詰めを迎えているこの時期に、このような会合をもつ必要があったのか、理解に苦しみます。

この会合に出席された町関係者の名前と、この会合を開く必要性についてお示し願います。

以上です。

○議長（今泉 正敏） はい。

それでは、ただいまの２問目の質問に対して答弁を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正） それでは、横山議員の２番目の質問、まちづくり基本計画について

の6項目にわたる質問に順次お答えしてまいります。

まず、一つ目の総合計画と、都市計画マスタープランの違いについて簡潔にお答えいたします。

総合計画は、町の最上位に位置づけられる計画でありまして、目指す将来のまちの姿を示すなど、行財政の総合的な指針となるものに対しまして、都市計画マスタープランは、町の総合計画と県の都市計画区域マスタープランに即し、町が定めるものでございます。

都市の具体性ある将来ビジョンを確立し、都市計画の指針として、地区別の将来のあるべき姿をより具体的に明示し、地域における都市づくりの課題と、これに対応した整備等の方針を明らかにするものでございます。

次に、これら計画が町の重要な指針となることを執行部は熟知し尊重してるかという質問でございますが、ここは大変重要なポイントでございます。

私が就任後、第4次総合計画の位置づけや計画策定後の各課長、各課の総合計画に即した事業意欲の程度を逐一ヒアリングし、確認いたしました。総合計画が作成された時点で、棚の奥にしまい込まれてしまったと感じたのが現実でございました。

こうした反省を踏まえて、第5次総合計画においては、総合計画を作成したこれからが大変重要であって、各課長は常に総合計画を手元において総合計画に沿っているか、確認することと、厳しく指導してまいりました。

また、10年間という長期間の計画では、焦点がぼけてしまうことから、5年間の実効性ある計画としたのも、そうした理由からでございます。

また、国において総合計画の作成が義務づけから努力義務に変更されたことも重要な点でございます。

これまで県に各種の事業計画の打診に赴くと、まず言われるのが、総合計画のどこに記されていますか、という点でございました。

国や県の事務を遂行しやすくするための自治体に課した総合計画であった気がしております。

努力義務に変わったことで、今後は私ども基礎自治体側から、主体的に総合計画のここに記載している事業を、具体的にこのように展開したいので、お知恵をいただきたいと、発信することが可能になったと感じております。

平成25年度に策定いたしました第5次篠栗町総合計画においては、具体的には毎年3年サイクルの実施計画を立てて、事業ごとに目標設定を数値化するようにしております。

執行部は、事後評価を行い、目標数値から達成度を数値化し、その有効性や実効性を検証しているところでございます。

10月以降に、平成25年度の各課の検証、三役がヒヤリングする計画を立てております。

これを毎年行いながら、計画の進捗状況を相互認識することとしております。

また、平成27年度の当初予算から総合計画の五つの重点施策を事業科目とする取り組みを計画しており、より総合計画に基づいた事業を実施したいと考えております。

都市計画マスタープランにつきましては、現在策定中でありまして、改定委員会に関係課長も加わり、改定作業を進めているところでございます。

平成27年3月に最終的な改定都市計画マスタープランができ上がることになります。

三つ目の、篠栗都市計画についての御質問でございますが、平成12年の都市計画法改正によって、都道府県に対し、都市計画に関するマスタープランの充実が図られるよう、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、いわゆる都市計画区域マスタープランを策定することが義務づけられております。

福岡県においては、平成23年4月に都市計画区域マスタープランの見直しを行っており、その見直しの際の一つの要素となっているのが都市計画基礎調査になります。

この調査内容は、本町における分類別人口の動向、産業の状況、住宅建物の状況、土地利用の状況など、を対象に、町の実態や動向をデータ化した資料を県に報告しておるもので、議会に報告するような調査内容ではなく、県主体による調査であることから、報告の必要がないと考えているものでございます。

委託費は当然100%県持ちでございますけれども、金額につきましては、現在、詳細を把握しておりませんので、後刻まちづくり課から報告をさせます。

四つ目の目標人口の御質問については、御存じのとおり、第5次総合計画において、平成29年度の目標人口を3万2,800人と設定しております。

この目標人口設定の基礎は15歳から64歳までの就労人口について、平成24年度末人口2万328人を維持することによる、0歳児から14歳人口5,000人、15歳から64歳人口2万300人、65歳以上人口7,500人の合計3万2,800人を目指すものでございます。

実現に向けて、今回の総合計画では、七つの基本目標と施策の方向性を定めておりまして、これに沿って着実に事業執行しているところでございます。

また、就労人口を維持させるには、住環境の充実や雇用の場の確保が必要不可欠のため、現在改定中の都市計画マスタープランによって、都市づくりの方針を見直している

ところでございます。

都市計画マスタープラン改定後には、その方針に沿って、実効性の高いものから地区計画を立てるなど、企業誘致や住宅開発などに着手してまいりたいと考えております。

五つ目の高田・金出・上町区域の農地の調整区域見直しに関する請願についての御質問については、議会から、平成25年3月22日付けの決議文によって要請されており、全町域を対象としてマスタープランの改定作業を現在行っているところでございます。

請願者の代表の方とは何度かお会いし、都市計画制度上の考え方も説明しております。

最後に、宅建協力会との合同勉強会についての御質問にお答えいたします。

この会は、篠栗町における良好な住環境の確保及び推進をはかるなど、豊かなまちづくりについて考えることを目的とした定例的な会合でございます。

例年8月下旬に協力会の要請を受けて行っており、今年度で5回目となります。

議題は主に、住環境に関するもので、空き家対策や住居に関する相談窓口など、行政と宅建業者が連携している他市町村の先進事例をもとに、勉強会を行っているところでございます。

宅建協力会においては、町のために何か協力したいという思いがあり、現在、転入者に対して部屋を紹介する際には、組合加入推進や、ごみ捨ての方法などの説明を詳細に行っているところでございます。

たまに趣旨から少し外れる質問が協力会側から出ることもございますが、その場合はお答えできる範囲で回答しております。

なお、行政側出席者は、住環境に係る総務課、財政課、まちづくり課、産業観光課、住民課、都市整備課、福祉環境課の課長に出席を要請しております。

ちなみに、私は出席しておりません。

以上です。

○議長（今泉 正敏） はい、再質問ございますか。

はい、横山議員。

○議員（横山 久義） 残り時間も余りないので、まずは3項目目ですね、県告示の篠栗都市計画についてですが、これは、委託費は後日知らせるということですが、いわゆる委託費があることは間違いないですね。

ということは、歳入歳出にこれは組み込まれないといけない。

歳入歳出に組み込まれるということは議会も当然それを見るわけです。当然知ってるわけであります。ですから、こういうものができ上がった後はですよ。こういう基礎調査を県に出してますとそこまで言わなくていいと思うんでも、少なくともこういう立派

なものが県からでてくるわけですから、これ知らないと思うんですよ。議会は、恐らく。だからこういうのがやっぱり出てきた時点で、この基礎調査がこういうものに活かされて、県・町の方針をかいつまんで説明してもらって、こういうことはですよ。

県のほうも、同じような考えですと、やっぱりそういうものはやってもらわないと、歳入歳出に出てないところの委託かだったらまだわかりますけど、それに入ってる、金額は多少かもしれませんが、入っているとやっぱり議会に報告しないということはないと思います。

ですから今からでも結構ですので、これについてですね、冊子を配布するなりですよ、簡単な説明が必要なら説明をしていただきたいなと思っていますけれどもいかがでしょうか。

○議長（今泉 正敏） はい。

三浦町長。

○町長（三浦 正） 議会の皆様の御要望とあれば、今後冊子の配布については、差し支えないことでございますのでいたします。

○議長（今泉 正敏） はい、横山議員。

○議員（横山 久義） いろいろマスタープランだとか、総合計画、いろいろ具体的な施策の話がございました。

それは当然やっていただければいけない。計画を実行されなければいけない。

しかしその結果としてやはり人口が減るようじゃだめなんですね、基本的に。一時的に減るのは構いませんけれども長い目で見ても、隣町に大差をつけられるようなことでは私はいけないんじゃないかなと。

篠栗町はこのごろテレビでありましたね、住みたい街1位、県下で1番になった町なんです。

確かに集計にちょっと疑問に感じますけども、確かに篠栗に住んでいる方の意見も強いと思います。

それと同時にですね、篠栗以外の方もですね、篠栗に住みたいという声を結構聞くんですね。

でも現実には人口が増えない。

利便性ではるかに劣ると言ったら語弊がありますが、隣町がですね、人口がふえる。やっぱり真剣に考えないといけないと。私も正直、今回の質問でデータを見てびっくりしました。

ですから、なぜ人口がこんなにふえないのかっていうのはやっぱりある程度原因があ

と思うんですよ。

それがすぐ解決できるかどうかわかりませんが、私はいろいろと、例えば賃貸のマンションあるいはアパート経営者の若い人たちと話したりするんですけど、結局、退去されるときにですね、理由を聞きますと、一戸建てを買いましたから、本当は篠栗に住みたいんです。しかし篠栗にはそれがないから、仕方ないから、別のところに移りますという方が結構多いですね。ですからもったいないと思うんですよ。せっかくアパートなり一時的に篠栗に住まれる。そしたら篠栗はいいなと。しかし一戸建てを目指して、実現しようと思ってある方が篠栗に一戸建てを建てられない。そういうところに原因があると思います。そういうスペースを確保し、主導していく。

職員一丸となってやっていくことをしない限りは、定住者ですね、人口はなかなか計画どおりに増えないんじゃないかと思いますが、この点について、町長の見解をお願いします。

○議長（今泉 正敏） はい。

三浦町長。

○町長（三浦 正） ただいま御異議が御指摘されたとおりのところもございまして、定住したい終の棲家を探してるということは非常に多ございます。

先ほど申し上げました、宅建協会との協議の中でも、大体5対1くらいで要望のほうが多いんだというお話は常々聞いているところでございます。

そうしたことも踏まえまして、今後、都市計画マスタープランにおいて、地区計画をしっかりと張れるような、都市計画マスタープランの改定の趣旨を盛り込んだ言葉を地区ごとに入れ込んでいくような対応を協議して作成中でございます。

詳細につきましては、またでき上がったところでご報告いたしますし、また経過につきましては、議会からも代表として出ていっていただいておりますので、問い合わせいただければと思いますので、よろしくお願いします。

今後につきましては、今申し上げましたとおり、住宅が建設できるような土地を確保していくことこそ、当然のことながら定住人口をふやすことの大事な施策であることは私も議員と同様に認識しておるところでございますのでよろしくお願いします。

○議長（今泉 正敏） はい、横山議員。

○議員（横山 久義） まとめますけども、町長も答弁の中に言われます担当課長も言われるでしょうが、気になることがあります。

というのが、策定作業中のマスタープランができてそれに織り込むという話をされるんですけども、あくまで今、作業中なのは改定版ですからね。

ですから当然平成14年に作っているマスタープランがあるわけです。

ですから、今から半年間、できるまで何もしないのかということじゃなくて、でき上がれば使えばいいんだろうけども、それまではそれまでのことあるんです。

例えば高田・金出・上町の請願がありました。私は思ったんですね。あのエリアは前のマスタープランではですよ、市街地拡大検討地域になってるんですね。

勝手には家は自分の思い思いでつくられないけども、地区計画だとか、そういうものを駆使したらですね、ぜひ住宅地してくださいというエリアなんですよ。

だから、そういうことをやっぱり請願が出る前でも後でもいいから、そういう人たちに本当に教えて指導してるのかということ。

こういうふうなやり方でやったら、ここはもう当然住宅地にできますよっていうようなね。

それを、今あるマスタープランでやれるものはやっていかないといけないんじゃないかなということです。

○議長（今泉 正敏） はい。

三浦町長。

○町長（三浦 正） 今やるべきことは当然、私どもは改定マスタープランというものが、いろんな施策をちりばめられる対応としておりますので、当然のことながら基本となるマスタープランも検討してはいるわけでございますけれども、今回の改定マスタープランによって、より地域計画をはりやすい形での対応となることでございますので、それについて具体的に個別の案件について、いろんな関係方面と話し合ったりしながら進めているところでございますので、そういう進捗状況の過程にあることを御報告いたします。

○議長（今泉 正敏） はい。

横山議員。

○議員（横山 久義） 再質問ですけども、宅建協力会と勉強会をされる。それは絶対だめだということは言いません。

しかし、そういう勉強会するんであるならば、農地を持ってある方。それで苦勞してある方とひざ突き合わせて、意見交換をすべきだと思うんです。

その点についてお願いします。

○町長（三浦 正） 意見としてお承りしておきます。

○議長（今泉 正敏） 終わられますか。

○議員（横山 久義） はい、これで終わらせていただきます。

○議長（今泉 正敏）　ちょうど１時間程度経過いたしましたので、５分程度休憩を挟みます。

（休憩　午前　１１時００分～１１時１０分）

○議長（今泉 正敏）　それでは、再開いたします。

質問順位２番、飯田浩二議員。

○議員（飯田 浩二）　改めまして、おはようございます。

議席番号２番、飯田でございます。

今回は、夏休み期間中に、町民の方からいただいた御意見をもとに、少し物足りないとは思いますが、２点質問させていただきます。

まず初めに、夏休みの町民プール閉鎖の件について質問いたします。

広報ささぐり７月号でも、本年度の町民プールは、施設の安全が保たれていないことから、夏休みの使用はできませんとのお知らせがありました。

町民プールを開場すべき期間は限られているのに、なぜ夏休み前の早い時期に改修工事ができなかったのか。

施設の安全が保たれないと言われているが、具体的にどういう状況なのか。

また、どうして中学生は利用できているのかなど、意見が寄せられました。

これらの意見は両親が共働きされているため、小学生のお孫さんの面倒を見られている方々の御意見と認識していただければと思います。

子どもたちにとって、４０日間の長い夏休みを過ごす中で、町民プールで遊ぶことは、待ちに待った楽しみの一つではないでしょうか。

各小学校区でもプールが開放されていますが、安全上の理由から、保護者同伴でなければ、プールに入れないようになっています。

また、開放される期間も夏休み前半の１０日間ほどでした。

近所の子どもたちも、自分たちだけでいける町民プールが閉まっているので、楽しくないと言っていました。

確かに、プール行くことだけが夏休みを楽しむことではないのですが、中には、水泳の上達を夏休みの目標にしている子どももいるはずです。

これまで４０年以上親しまれてきた町民プールが、このまま閉鎖され、来年度も使用できなくなるのではと心配されています。

これまでの閉鎖に至った経緯と、今後、町民プールの運用はどのように考えておられ

るか、お尋ねします。

○議長（今泉 正敏） はい、ただいまの質問に対して答弁を求めます。

西教育長。

○教育長（西 邦彰） 飯田議員御質問の、今後の町民プールの運用についてお答えいたします。

最初に、今夏の町民プールの閉鎖により、多くの町民の皆様に御迷惑をおかけしましたことをおわび申し上げます。

さて、議員御指摘のように、町民プールは昭和４５年に建設された屋外競泳プールで既に４３年が経過しております。

途中、平成３年にプール機械室の改修に合わせ、遊泳部分の塩化ビニール製防水シートの張りかえ工事を行っております。

プールの利用につきましては、夏休み期間中の一般開放を初めとして、５月から開始される篠栗中学校の部活動及び体育の授業、体育協会水泳部の水泳教室など、多くの方々に利用されております。

過去３年間の一般開放の利用状況は、開放日が平均３６日で、一シーズン約３，８００人程度の利用となっております。

また、プール施設の安全管理につきましては、開放期間の前後の４月と１０月に点検を行い、漏水や破損の有無を確かめ利用者が安全で楽しく使用できるように管理、営繕に努めているところでございます。

現プールの構造は土台はコンクリート製で、遊泳部分は塩化ビニール製防水シートをコンクリートの上に張っております。

平成２４年・２５年には、防水シートが一部破損したため、部分修繕を行い、プール開放を行っております。

しかし、補修をしたにもかかわらず、昨年夏より、防水シートとコンクリートの間に水がたまり、プール底の中央部分が著しく盛り上がるという現象が起きてまいりました。

そこで、業者に依頼し、調査を行いましたところ、循環ポンプよりプールへ送水する配管部分からの漏水と判明いたしました。

また、平成３年に張り替えを行いました防水シートも、経年劣化が進み、全面張り替えが必要であるということがわかりました。

改修工事の見積もりによりますと、概算で１，９００万円余り、工期が４カ月弱とのことでしたので、本年度の当初予算に計上し、改修工事に取りかけられるよう進めてまいりました。

しかしながら、５月より中学校の部活やプール学習が始まることから、工期等を考慮し、９月補正予算への計上をもって秋に改修工事に着工し、来シーズンには、例年どおりの利用ができるよう、計画変更を行ってきたところでございます。

以上のような経過を踏まえ、２６年度はプール開放が困難と判断し、広報ささぐりに夏休み中の使用ができない旨を掲載した次第でございます。

なお、中学校のプール学習と部活動、体育協会の水泳教室につきましては、学校と水泳部に現況を理解していただいた上で、それぞれの責任のもと、使用できるコースのみの利用を認めたものでございます。

改修工事につきまして、綿密な検討と、町民の皆様への丁寧な御説明を行っておれば、御心配や御迷惑をおかけすることはなかったのではないかと思料いたしております。

つきましては、来年度からの町民プールの運用でございますが、本９月議会において、町民プール改修工事の補正予算を上程させていただいておりますので、可決後には、速やかに改修工事に取り組み、２７年度は、例年どおりに開放することを計画いたしております。

以上でございます。

○議長（今泉 正敏） はい、飯田議員どうぞ。

○議員（飯田 浩二） 体育協会水泳部会の方からの指摘では、５年ほど前からそのような症状が出て、３年前から今の状態になっていったということを再三言われていました。

また勢門小学校のプール改修工事が平成２６年１月から３月にかけて改修されていきますが、優先順位としては勢門小学校の方が先だったのでしょうか。

それとも、やっぱり町民プールの方が先にするべきではなかったかとも思いますがいかがですか。

○議長（今泉 正敏） はい、どうぞ教育長。

○教育長（西 邦彰） はい、併せまして、両方ともに修繕を計画しておりましたが、町民プールにおきましては、顕著に出ておりませんでしたので、改修の予算計上が遅れてきたというふうに伺っております。

本来でしたらもう一度精査してですね、工期それから予算等を含めて、計画を慎重に検討しておくべきだったと考えております。

○議長（今泉 正敏） はい、どうぞ。

○議員（飯田 浩二） 町民プールは余り症状が出てないと言われてますけど、話を聞いたら、プールの真ん中でもひざぐらいまでしか水がなかったり、クロールで泳いでたら手がつくとかいうぐらいの状態が出ていたと聞いていますが、そういう点は、御存じで

したでしょうか。

○議長（今泉 正敏） 今は水深のことですか。

浅いということですか。

教育長。

○教育長（西 邦彰） 担当から説明させます。

○社会教育課長（阿部 正博） 変わりました、私の方から説明させていただきます。

先ほど飯田議員が言われましたように、水泳クラブ、これは3年ほど前から、うちのほうに、こういう状況であるということの報告を受けて、調査した結果で、24年度と25年度に部分改修を行ったところでございます。

水深につきましては、プールの底が全体的に盛り上がったということではなくて、シートが浮かび上がってきて、職員が入った結果、水深がひざぐらいしかなかったとか、クロールすれば手が当たるとか、ただ人がそこに立つとシートが水の上に浮かんでいる状態ですので、立った状態ではまた沈むという不安定な状況でございました。

それで調査した結果、先ほど教育長がおっしゃいましたように、全面的な改修が必要ではないかということで、今回補正を上げているところでございます。

以上です。

○議長（今泉 正敏） はい、飯田議員。

○議員（飯田 浩二） 勢門小学校のプールと町民プールを比べて同時進行でもよかったんじゃないですか、優先順位付けて勢門小学校を先につけていうよりも、そうしないと今年のように夏休み丸々閉鎖しなくちゃいけないようになったと思いますけど。

そのところどう思われますか。

○議長（今泉 正敏） はい、課長。

○社会教育課長（阿部 正博） その部分につきましてはですね。学校教育課と社会教育課の連携がとれてなかったというところで、そういったものが発生したということはお詫び申し上げます。

○議長（今泉 正敏） はい、飯田議員どうぞ。

○議員（飯田 浩二） これ以上はいいかと思いますが、来年度はきちっと開場させていただくこと約束されていますので、これで、1問目の質問を終わらせていただきます。

では次に、熱中症対策の一環である学校への水筒持参について質問いたします。

二学期が始まり、小学校では運動会向けの練習も始まっています。

小学校への登校風景で、特に、月曜日に見受けられるのが、ランドセルを背負い、両手に上靴、体操服を持ち、首に水筒をぶら下げて登校する姿です。

保護者の方から勉強道具よりも重そうな水筒を持って登校する低学年の子どもたちは、学校につく前にへばってしまいそう子どもたちのお茶を複数用意するのは大変。子どもがお茶忘れてのどが乾いても、ずっと我慢していたなど、たくさんの御意見をいただいております。

今、衛生上の問題から水筒を忘れた子や、飲んでしまって足りなくなった子に対して、水道水を直接飲むことや、友達のお茶を回し飲みしないように指導されています。

私が小学生のころには学校にお茶飲み場があり、自宅から水筒を持って行ったのは、遠足のときぐらいしか記憶にありません。

また、数年前にテレビでも、京都府宇治市の小学校で蛇口からお茶が出るなど、話題になっていました。

そのような子どもたち全員が水分補給できるまでの大がかりな施設は必要はありませんが、持参した飲料を飲み干した子や持ってくるの忘れた子どもたちのために、学校にウォータークーラーまたは浄水器等を設置してはどうでしょうか。

ことしに限っては、気象庁が、西日本を中心とした大雨と日照不足について、30年に1回以下の割合で起きる異常気象だとする見解を示されたように、暑い日が余りありませんでした。

しかし、平年は、地球温暖化の影響で、猛暑日が何日も続いている状況にあります。

熱中症予防に最低限必要な飲料水を提供できる施設が必要だと考えますが、答弁をよろしくをお願いします。

○議長（今泉 正敏） はい。

それでは、答弁を求めます。

西教育長。

○教育長（西 邦彰） 熱中症予防に飲料水の提供施設をについてお答えいたします。

議員御指摘のように、熱中症を初めとして、児童生徒の安全管理には細心の注意を払わなければならないというふうに考えております。

特に、熱中症を防ぐためには、定期的な水分補給が大切であります。

そこで、小中学校においては、保護者や児童生徒にお茶等の飲料水を持参するように、協力をお願いしているところでございます。

また、万が一の熱中症の発症に備えて、小中学校では、保健室に、経口補水液を常備し、緊急対応に備えております。

篠栗町の水はおいしいと定評のある水道水ですが、学校保健安全法の学校環境衛生基準に基づいて、養護教諭、栄養士による毎朝の日常点検、薬剤師による定期検査を実施

し、安全の確保に努めております。

一方、児童生徒が水筒の飲料水を飲みきったときや、水筒を忘れたときには、各学校では次のように対応しております。

小学校では、水筒を忘れたり、お茶を飲んで足らなくなったりした児童には職員室にある浄水器を通した水道水や市販の飲料水を提供しております。

しかし、保護者の中には、生水を飲ませることに抵抗がある御家庭や食物アレルギーの関係から、市販飲料水でもアレルギー原因物質を含まないものを準備する必要があるなど、対応に苦慮している経緯があります。

そこで、児童の成長や必要に応じて、容量の大きい水筒に替えていただくなど、基本的には、各家庭で準備していただくようお願いしているところです。

次に、篠栗中学校では自立心を育むという狙いから、自分で必要な分を家庭で準備するということを保護者、生徒にお願いし、快く協力していただいております。

また、篠栗北中学校では、校舎内に、自動洗浄装置がついたウォータークーラーを設置し、不足分は、そこから補給するようにしております。

もちろん、水道水と同じように、養護教諭による毎朝の日常点検と薬剤師による定期検査を実施し、安全の確保に努めているところでございます。

篠栗町教育委員会の今後の取り組みといたしましては各家庭から水筒を持参していただくことを基本とするとともに、不足する分につきましては、安全な飲料水の提供ができるよう、検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（今泉 正敏） 再質問ございますか。

はい、飯田議員。

○議員（飯田 浩二） 水筒を忘れた子や、飲み干して無くなった子には職員室にある浄水器を通した水道水を提供しているとのことですが、私も小学校の頃、職員室が大嫌いで、そういうふうな職員室に行ききらない子とかは自然と我慢する状態で、かえって気づかないまま熱中症になるかと思えますけど、そういうふうなことがあったらやっぱり、自然飲めるような北中にも設置されておりますような、ウォータークーラー等を設置してもらいたいと思いますが、今のところそういうふうに、みんながみんな対応できているのでしょうか。飲み干した子たちのために。

○議長（今泉 正敏） はい、教育長どうぞ。

○教育長（西 邦彰） 特に、9月期、運動会の準備等で、水分の補給を含めですね、担任の先生、特に小学校におかれましては、子どもたちの体調管理には十分注意を払って

いることと思います。

また学校長を通しながらですね、この熱中症及び体調管理については、教育委員会としても指導しておりますので、もし職員室になかなか行けない子等がおりましたら、担任の先生からですね、声をかけていただいて、十分注意を払っていただいて、熱中症等の症状が出ないように、健康管理に努めさせていきたいというふうに思っております。

○議長（今泉 正敏） 教育長。

課長でもいいんですが、今の質問はですね、北勢門が行っていることをほかの学校にも、同じようなことが考えられないかという質問だと思うんですが、そこは検討されるかどうか、その答弁を求めます。

○教育長（西 邦彰） ウォータークーラー等含めてですね、前向きに検討していきたいと思っております。

○議長（今泉 正敏） はい、飯田議員どうぞ。

○議員（飯田 浩二） 北中のウォータークーラーが出ましたので大体北中で設置するに当たり、金額的にはどのようにかかるでしょうか。そういう維持費等が分かれば、教えていただきたい。

○議長（今泉 正敏） はい、課長どうぞ。

○学校教育課長（佐伯 和久） 北中のウォータークーラーの件が出ましたけれども、社会体育館に1機、運動場行くところに1機ついておるわけなんです、これが、教育委員会予算で、今まで取りつけたかというのを確認しておりませんが、かなり前から、ついておる分であります。

水質検査においては、毎日行っておりますけれども、こういうところを含めまして、他校も検討していきたいと考えております。

○議長（今泉 正敏） 経費はわからんですね、今の時点で。

分からなければ、後で。

飯田議員、どうぞ。

○議員（飯田 浩二） 通告書にウォーターサーバーと書いてましたが、ウォータークーラーの方がかなり安くできるかと思っておりますので、前向きに設置検討していただきたいと思います。

これで終わります。

○議長（今泉 正敏） それでは次に参ります。

質問順位3番、今長谷武和議員。

○議員（今長谷 武和） こんにちは。

議席番号３番、今長谷でございます。

ことは、我が町では、大きな被害はありませんでしたが、各地で大災害に遭われた方々に、お見舞いと御冥福をお祈り申し上げます。

数年前に経験した災害を記憶に残しつつ、改めて自然災害の注意を喚起したいと思います。

今回、特に災害のニュースを聞くことにより、改めて家族のきずなと近助、助け合いの重要性を感じさせられました。

住民の交流や家族内でのコミュニケーションを深めていくことについて、町の取り組みが何かあるのではないかと思う次第です。

そこで、近郊には粕屋町の駕与丁公園や久山町、志免町、須恵町には家族で遊べる商業施設があります。

我が町には気軽な散歩コースや季節を通じて、家族で時間を過ごせる場所が少ないと感じます。

４年前に森林セラピー基地がオープンし、町内で散策が楽しめるようになりました。

しかし、森林セラピーは起伏が多かったり、また住宅地から距離的に遠いところがあったりで高齢者の方や、幼児には少々利用しにくい部分があります。

私も駕与丁公園を時折利用させていただいておりますが、平たんで安全で、多くの方が散策、運動を、楽しまれております。

行楽に適した季節を迎え、町民が手軽に出歩き、遊び、のんびり過ごせる憩いの場を整備検討してもよいのかと思います。

町民が日々散歩感覚で出かけられるような場所に、小規模施設、トイレやベンチなどをつくることにより、町民の行動範囲も広がり、コミュニティーも図れるのではないかと感じます。

健康のため、年配の方や夫婦そろっての散歩やランニングをされる町民の方々がふえる傾向であります。

私の一案としまして、多々良川の土手を活用して、コスモスや菜の花など季節感のある遊歩道をつくれば、健康維持、町民の交流の場に利用される方もふえるんじゃないかと思います。

また、その上美しい遊歩道となれば、町のイメージアップにつながると思いますが、いかがでしょうか。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（今泉 正敏） はい、それでは答弁を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正） それでは、今長谷議員の多々良川土手沿いの遊歩道整備について、の御質問にお答えいたします。

多々良川沿いの道路は、町道認定されておりまして、そこを遊歩道ということにいたしますと、車両の乗り入れ規制が必要など現状ではなかなか難しい状況であると言えるわけでございます。

また、遊歩道の新設や改修については、河川管理者であります県との協議並びに許可が必要となってくるわけでございます。

多々良川周辺の親水公園化につきましては、平成11年の災害を機に県と、設置に関する協議が立ち上がりましたが、河川管理者であります県の進める下流域からの河川改修による、流下機能の改善を優先する立場から、いまだ具体的に進展に至ってはいない状況でございます。

しかし今回、都市計画マスタープラン改正で実施いたしました住民アンケートでは、多々良川の親しみやすい環境整備を行うことに対し、住民の皆様もその意向が大変高いことから、身近でより実現性のある親水空間としての遊歩道整備を進めるために、地域の方々からの御意見をくみ上げるとともに、町としてできる範囲、実施等、住民の方々により手づくりの空間整備の実現に向けた取り組みを今後とも、構築してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（今泉 正敏） 再質問ございますか。

はい、どうぞ。

○議員（今長谷 武和） 町内の家族が親子一緒に過ごせる場所を提供しますと、児童教育の一貫になりますし、また、そういうところを散策しながら、元気になりまして、元気ものの町につながると思います。

ぜひとも、推進していただきたく要望として終わります。

続けて、2問目に入りますが、家族や独居高齢者への予防的福祉サービスについて、お尋ねいたします。

重症障がい児（者）が在宅6割を超えるとの報道がなされております。

障がい者が、なぜ、在宅で介護をおわなければならない大きな理由は、重症障がい者用のベッド数が少ないことと、医療的介護が必要なため、医師や看護師しか行えない医療的ケアを必要としている障がい者もおられるのが通常の介護施設において障がい者の症状によっては、介護の拒否をするまたはせざるを得ない施設が多いのが現状で、家族が自宅で介護している状況でございます。

ここで、注視すべきことは、障がい者本人のことではなく、介護をされている家族のことでございます。

家族の障がい者の介護は、当然１年３６５日、休むことなく続き、睡眠もまともにとれない家族は精神的・肉体的に疲労やストレス等の負担は並大抵でないことだと思います。

ひいては介護している家族の健康を損なう可能性が大きく、健康管理サービスの必要性も考えられます。

介護家族の希望意見として一時でもいいから、介護から解放できたらと話を聞きます。しかしながら、一時的に障がい者を入院や預かってくれる施設が少ないのが現状でございます。

町内の空き家の有効活用として、介護保険の対象デイサービスの機能を持たせた一週間以内の宿泊可能な短期入所を対象とした宅老所を創設することにより、重症障がい者の家族や認知症介護している家族へのレスパイトケア及び介護認定を受けられない高齢者の憩いの場所を提供することにより、重症障がい者、介護家族や独居の高齢者の予防的社会福祉サービスとしての支援はいかがでしょうか。

答弁のほどよろしく願いいたします。

○議長（今泉 正敏） はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） それでは２番目の、家族や独居の高齢者への予防的社会福祉サービスについて、につきまして、答弁を申し上げます。

家族や独居の高齢者への予防的社会福祉サービスについてでございますが、篠栗町の高齢化率は平成２６年９月１日現在２１％と、毎年約１％の伸びで、高齢化が進んでおります。

今後も高齢者の増加に伴い、軽度認知症高齢者を含む介護の必要な高齢者がふえるため、家族の介護負担減やひとり暮らし高齢者の生活支援が重要になると思われます。

地域の集会所や空き家などを有効活用し、高齢者が１人でも気軽に立ち寄れる地域を拠点とした居場所づくりが必要となってまいります。

団塊の世代が７５歳を超える平成３７年を見据えて、平成２７年４月１日施行の介護保険制度改正は、要支援者に対する訪問や通所サービスをこれまでの全国一律の介護保険による予防給付から、市町村事業によるサービスの提供へと移行されるものであります。

私は、去る７月１４日に市町村長特別アカデミーのセミナーに参加いたしました。

厚生労働省年金局の香取局長による、超高齢社会における医療、福祉、介護、地域包

括ケアとまちづくりという講義では、迫り来る超高齢社会においてどのような施策を講じるか、さまざまな視点から示唆に富んだ話がございました。

医療・介護という項目では、2008年の社会保障国民会議最終報告にうたう、あるべき医療介護サービス提供体制の背景と、これまでの取り組みを検証し、将来に向けた継続的包括的ネットワークについてのお話がありました。

その内容は、今後、認知症高齢者の数が増大するとともに、高齢の単身世帯や夫婦のみ世帯が増加していくことも踏まえれば、地域で暮らしていくために必要なさまざまな生活支援サービスや住まいが家族介護者を支援しつつ、本人の意向と生活実態に合わせて、切れ目なく継続的に提供されることも必要であり、地域ごとの医療、介護、予防、生活支援、住まいの継続的で包括的なネットワーク、すなわち、地域包括ケアシステムづくりを推進していくことが求められる。

そして、地域包括ケアについて、地域包括ケアシステムは、介護保険制度の枠内では完結しない。

自宅だけではなく、高齢者自宅においても、グループホームや介護施設、その他どこに暮らしていても必要な医療が確実に提供されるようにしなければならず、今後は、医療、介護のネットワーク化が必要であり、そして、医療、介護サービスの提供者間、あるいは提供者と行政機関など関係者間で生じる連携をどのように、マネージしていくかということが重要となるとの指摘でございました。

これが我が国が進めていかなければならない大きなテーマなのでございます。

既存の介護事業によるサービスに加えて、医療機関、地域の担い手となるNPO、民間企業、ボランティアなどが支援を必要とする高齢者の支えとなる体制づくりが求められております。

篠栗町では、高齢者が要介護状態にならないように、介護予防事業に力を入れており、地域包括支援センターでは、専門職員が、介護相談や介護予防ケアマネジメントを行い、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように支援を行っております。

今後は、通所や宿泊が適宜利用できる地域に密着した複合型サービス、あるいは24時間介護を必要とする利用者や家族が安心して在宅生活を送れる24時間対応の定期型循環随時対応サービスの整備に向けた事業所と検討していくこととともに、地域医療機関とも緊密な連携をとるべく、働きかけを密にしていまいります。

また、今年度、篠栗町高齢者保健福祉計画を策定するに当たり、アンケート調査を実施いたします。

その結果を計画に反映させまして、住民の理解と満足が得られるよう、多様な福祉サ

ービスを提供できるように進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（今泉 正敏） 再質問ございますか。

はい、今長谷議員。

○議員（今長谷 武和） 介護サービスが、27年度から新しく始まり、29年度実施で各地域別のオリジナル介護が始まりますが、先ほど聞きました24時間介護とかサービスとか、そういうのを篠栗町としてされていくということで、私も大変ありがたいなと思います。

そこで一つお聞きしたいんですけども、現在、要介護・支援の方が、たしか篠栗町が950名いらっしゃると思います。

その中で、毎年、等級が進んでるのか、それともこういう独自の今までのサービスの中で、級が止まっているのか、少しお聞きしたいと思いますが。

よろしくお願いします。

○議長（今泉 正敏） はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） 具体的な内容でございますので、黒瀬健康課長から答弁をいたします。

○議長（今泉 正敏） 黒瀬課長。

○健康課長（黒瀬 英三） はい。

認定者数についてお答えいたします。

認定者数24年度と25年度を比べまして、要支援者が、25年度が333人で、24年度と比べて54人ふえております。

要介護につきましては、25年度において621人、増えている人数につきましては10人と、要支援者の数の割合が多くなっております。

以上です。

○議長（今泉 正敏） 簡潔にふえてるか減ってるかを聞いてあるんですが、いわゆるふえてるということでですか。

○健康課長（黒瀬 英三） はい。

若干ふえております。

○議長（今泉 正敏） はい、どうぞ。

○議員（今長谷 武和） 総人数が増えてるということですか。

例えば、要介護3の方が4になるとか、4の方が5になったとか、そこら辺をちょっと聞きたいなと思います。

○議長（今泉 正敏） 今長谷議員の先ほどの950人という数字はですね、はい、支援者と認定者もあわせた分ですか。

○議員（今長谷 武和） そうです。

○議長（今泉 正敏） 程度が軽くなってるけど人数が増えてるか減っているかの答弁だけ求めます。

○健康課長（黒瀬 英三） はい。

要支援者というのは、介護的に低い方、このあたりの要支援者の分につきましては、割合的には増えております。

ただ要介護、手助けが必要な方、これについては人数的には、600を超えておる中で10人程度ふえておるということで、要介護の分については、ランク的な人数的には横ばいな状態でございます。

○議長（今泉 正敏） よろしいですか。

○議員（今長谷 武和） はい。

○議長（今泉 正敏） 再質問ありませんか。

○議員（今長谷 武和） 終わります。

○議長（今泉 正敏） はい。

それでは、次に参ります。

質問順位4番、大楠英志議員。

○議員（大楠 英志） 議席番号5番、大楠でございます。

中山間地の住環境整備について質問をします。

まず、生活用水確保の問題を取り上げます。

今まで、この件については何回か質問をしましたが、生活に密着した大切な問題でありますので、再度お尋ねをいたします。

中山間地域の生活用水事情は、城戸地区の一部が簡易水道施設で、上水の供給をしています。

その他の地区において、費用は個人負担で、山水、井戸水、ボーリングによる対応をしてあります。

いずれも人的労力、経済的負担を余儀なくされています。

また、山水におきましては、イノシシ、鹿等の鳥獣が近年ふえまして、大腸菌が混入しており、飲料水には、適さない状態です。

このような山間部の生活用水の現状を過去に述べました。

平成24年12月議会での町長答弁では、山間地域の住環境整備は、重点施策の一つ

と考えています、今まで荒廃森林再生事業や、積極的な林道建設を通して、森林環境改善策をとってきました。

しかし、そうした環境整備にお金をかけても、山間地域に心が通っていないと次世代の人たちが里におりることになりかねません。

そうすると、山間地域の過疎化が進み、荒廃した山々だけが残るという状況になります。

また、山間地域の上水道区域外の所帯を対象に、区長を通じて調査を行いました。山間部の41所帯が水量の問題で、また、5所帯が生活用水に苦勞してある。他の自治体が行っているような一定の地域ごとの小規模な給水施設を整備し、費用の一部をご負担いただくなど、先進自治体の施策を参考に考えていきたいと述べてあります。

この町長の発言には、関係地域住民の方は、大変喜んであります。今後の進め方に関心が高く、よく質問をいただきます。

現時点での生活用水確保についての進捗状況を尋ねます。

2番目に篠栗町のほとんどの地域でインターネットが接続できて、大変便利な通信環境が整っています。

一方、山間地域では、インターネットがつながらない、時間がかかる、途中で切断する等の苦情が聞かれます。

このような問題解消に光ケーブル敷設の要望が多く、早期の実現を求められています。

篠栗町において、光ケーブルの敷設がなされていない地域と今後の事業計画を尋ねます。

以上です。

○議長（今泉 正敏） それでは、答弁を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正） 大楠議員の中山間地域の住環境整備についての関連ある二つの御質問について順次、答弁申し上げます。

まず1番目の、生活に密着した生活用水確保の問題についてでございますが、平成24年12月議会の一般質問で答弁いたしました際に、中山間地域の住環境整備、中でも、生活用水の確保につきましては重点施策の一つと考えていると申し上げました。

今日ある豊かな森林の姿は、中山間地域に生活され、地域を守り、育ててこられた方々の御苦労があつてのことだと思っております。

前回の答弁で、関係各課の課長とともに、地域の実情を直接聞く機会を持つとお約束いたしました。

早速、関係各課の代表者で、山間地域の住環境整備検討プロジェクトチームを編成し、平成25年3月及び10月に、中山間地域の区長さんを初め各役員の方々に加え、若い世代の方々にも参加していただきまして、中山間地域行政区と、町執行部との座談会を、ワールドカフェ方式で実施したところでございます。

テーマを「理想の山あい暮らしとは」とし、山間地域のいいところ、これがあるといいな、などを題材に活発な御意見を出していただきました。

その中で、水の問題につきましては、いつでも出てくるきれいな水に代表されるように、給水区域では当たり前のことが、中山間地域ではそうはいかない現実がございます。

行政の役割としてしっかり考えなければならないと感じているところでございます。

さらに、給水区域外にお住まいの世帯を対象に、区長さんへお願いし調査した結果からも、大変多くの方々が水の確保に苦勞されているのがよくわかりました。

このことを踏まえて、先進自治体の施策を調査した結果、糟屋地区内には該当はございませんが、水道給水区域外の方々に対し、条例により、金額の多寡はございますが、補助金を交付しているところが幾つかあるようでございます。

一例を挙げますと、福岡県内では、八女市飲料水改善事業補助金交付要綱が制定されております。水道計画外区域の者に対し、飲料水を確保するため、その設備の新設や改善に必要な経費の一部を、補助金として交付し、生活環境改善に資する旨のことを目的としております。

補助金を交付してる自治体はおおむねこのような目的で制定され、補助率及び限度額を設けているようでございました。

八女市では一般会計による補助でありまして、書類審査、技術的指導を上下水道課で行っていると伺っております。

また、補助金を交付している自治体の多くは、一般会計からの支出でございます。

水道事業での給水となりますと、施設の整備や維持管理に莫大な費用がかかり、非常に困難であると考えております。

さらに、水道事業会計においては年々使用料収入が減少しており、新たに投資する余裕がなく、公営企業として補助ができる状況にはありません。

したがって、飲料水については一般会計からの補助を基本に、なるべく早期に実現できるように、鋭意検討しているところでございます。

以上申し上げましたように、飲料水という点では、水道事業会計において、施設を整備するということについては難しい点もありますが、山間地域の皆様にとっては、生活用水、すなわち洗濯や水洗トイレのための水等にも苦慮してあるとお聞きしております。

水が足りないために、自宅の手洗いを水洗化できないとのお声もお聞きしております。

基準が厳しい飲料水のための水道設備が難しいのであれば、せめて、生活用水のための排水設備設置を取り込むことはできないか、もちろんこれは、水道事業会計にて行うものではなく、一般会計における山間地域の住環境整備のための取り組みとしてでございます。

国は、平成２７年度のふるさと創生を推進するまち・ひと・しごと創生本部を設置いたします。

我が町の現状は全国多くの自治体で抱えている課題と言えませんが、今こそ国に粘り強く働きかけて、住環境改善に向けた努力をしてまいりたいと考えます。

次に、山間部におけるインターネット光ケーブルの敷設についての質問にお答えいたします。

光ケーブルは動画・画像・情報収集など、インターネットをストレスなく利用するため、住民生活に必要不可欠なものとなっております。

また、通信速度が速いだけでなく、障がいにも強く、悪天候や健康や周囲の建物など外部の影響を受けずに、通信環境を確保することが可能となります。

光ケーブル敷設事業者は、中継ポイントから電柱を介し敷設していくことから、世帯集積地域が優先的に実施されており、本町においては、平成２６年６月現在で約４，０００件の住宅並びに事業所が、光インターネットサービスを利用しております。

しかし、山間部におきましては、光ケーブル敷設事業者のほとんどが採算性の問題からいまだ敷設計画を立てていない状況にあります。

このようなことから、山間地域の住環境整備を推進するに当たり、町内における情報通信の地域格差を解消するためには、町も工事費の一部を負担することはやむを得ないと考えているところでございます。

実施に当たっては、年次計画を立てて、まずは接続ポイントが近い萩尾区と山王区の、光ケーブル敷設に取り組みたいと考えております。

その前段として、両区の全世帯を対象に、住民意向調査票の配布並びに回収を区長にお願いしてありまして、その後、対象地域に住民説明会を実施することといたしております。

その結果、一定の負担料を払ってでも、光インターネットへの接続の申し込みがあれば、一定の加入の見込みが立つわけでございまして、平成２７年度から、敷設工事に取りかけられるように予算計上したいと考えております。

○議長（今泉 正敏） 再質問ございますか。

はい、大楠議員。

○議員（大楠 英志） 今、町長から答弁いただきましたが、まず生活用水の問題でございますが、街部においてはですね、水道の蛇口をひねれば、きれいな安全な水が出るということでございますが、山間部におきましては、山水を何百メートルもパイプを通して、それを生活用水に使ってあると。

そして、ある家庭では、宅内に3回も4回もボーリングして、高額な金をかけましたが、水が出ないということで、水洗トイレも使えないというような状況のところもございます。

何とかこの生活用水の確保の実現をしていただきたいと、再三申しておりますが、なかなか費用の問題がありまして、前に進まないわけでございますが、先ほど町長から、水道会計と一般会計ということを言われましたが、地域の方にとってはですね、一般会計・水道会計は、あまり意識はしてありません。

同じ町民だから、何で水がもらえないのか、というような認識でございます。そうじゃないかなと私も思います。やはり何としてでも、生活をするために水がないと、息子の嫁さんも来手がないと。そういうふうな苦情を切々に訴えてあるわけでございます。

それで、非常に執行部にはきつい質問かと思いますが、見通しをですね、いつごろできます、というような力強い答弁をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（今泉 正敏） 三浦町長。

○町長（三浦 正） 見通しをとということでございます。

私の方から一般会計と水道会計のことを申しあげましたが、議会の議員の皆様にはよく御理解いただいていると内容であろうかと思います。

本来公営企業として、住民の皆さんから、水道料金を徴収して運営すべき水道会計において、新たな取り組みとしてするのは難しいというお話をしたところでございます。

それともう1点は、飲料に適する水質の管理のしっかりした水を提供していくことについても、これもなかなか難しいところであるということも申し上げました。

しかしながら、今、冒頭の答弁で申し上げましたように、生活するための少なくとも必要な水、これは、例えば、山間地域のかなり高いところに私どもがボーリングをいたしまして、そこで、水が出てくれば後は、そこからホースをずっとつないでいく。そしてまた、幹栓をつなげておれば、そこから近くの家庭が枝線をそのホースにつないでいく。

多少見かけが悪いかも知れませんが、そのホースがむき出しであっても、それはよ

ろしいんじゃないかというふうに思っております。

そういう意味で、まずは、できるだけ速やかにそれを具体的に計画できるように進めてまいりたくて予算計上してまいりたいと思います。

よろしくお願いします。

○議長（今泉 正敏） はい、大楠議員。

○議員（大楠 英志） 今町長から答弁をいただきました。

地域の方はですね、この飲料水の50項目ほどにわたるそういう検査で立派な水がほしいとは言っておりません。

生活に困らない水が欲しいということでございますので、何千万も何億もかけて、水道施設をつくっていただきたいというような要望はしてありません。

それで早くですね、生活用水の確保だけでもということで、早期の実現を本当に待たれておりますので、申しわけありませんが、スピード感を持って進めていただきたいということを要望にかえたいと思います。

○議長（今泉 正敏） 再質問ありますか。

○議員（大楠 英志） 2問目の再質問をいたします。

先ほど篠栗では光ケーブルの利用者が4,000世帯ということをお聞きしましたが、この光ケーブルの利用料っていうのはいかほどか。そういうのが必要になってくるんじゃないかなと思っておりますし、先駆けて、荒田地区と萩尾地区を先行して行いたいということでございますが、その質問の中にも入れておりましたが、後、どの地区が光ケーブルの敷設がなされていないのか。

○議長（今泉 正敏） はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） 金額につきましては、光ケーブルを設置して、今いろんな会社があるわけですが、これからどの会社にお問い合わせするかというのは、入札をかけていくことになりますが、今だいぶ安くなってきましたけれども、月額5千円未満で使用料というのはあるかと思えます。

どの地域かといいますのは、今、私ども光ケーブルが設置できてないところは若杉区の山間地域ですね。

それから、萩尾区、山王区という具体的なことを申し上げましたが、国道沿いの山手区、城戸区のところまでは使えるんですが、それから両方の谷に上がっていったところでは使えない状況になります。だから、今業者と話しておりますのは、その中でも世帯数が比較的多いところ、つまり、世帯数が多くて、ある程度の費用負担を個人がやってもいいから光ファイバーを設置したいなという御要望が多ければ、相対的に町の負担は

減るわけでございますので、まずは御要望の多いところからスタートしたいというよう
なところもありまして、まず萩尾区と、山王区の荒田方面のところに調査をかけている
ところでございます。

○議長（今泉 正敏） 再質問は。

はい、大楠議員。

○議員（大楠 英志） 私この件について余り詳しくないとですが、個人の負担金が要る
ということでございますが、先ほど質問したつもりですが街部4,000所帯の方の利用
料といたしますか、負担金といたしますか、そういうのは現在発生しておるとですか。

○議長（今泉 正敏） 三浦町長。

○町長（三浦 正） はい、それぞれの家庭がご負担されてあります。

○議長（今泉 正敏） はい、大楠議員。

○議員（大楠 英志） さっき詳しくないと言いましたが、それは利用頻度によって料金
が違うという認識でいいんでしょうか。

○町長（三浦 正） 使い方によって定額であったり、ある程度以上になれば、その頻度
に応じて金額が高くなったりと、いろんな各会社によって、それは一つのサービスとし
ていろいろな種類があるわけでございます。

重ねて申し上げればですね、例えば萩尾地区にこういう光ファイバー入るという形に
なりますと、非常に住環境自体はいい地域でございますので、いわゆるS O H Oという
形での自宅を事業化、一つのオフィスとして、取り組んでいこうというような方々は、
光ファイバーの設置っていうのは最低条件になってくるわけで、将来としては、そうい
うふうな方々の転入ということの見込みも考えられるということもあわせて申し述べさ
せていただきます。

○議長（今泉 正敏） はい、大楠議員どうぞ。

○議員（大楠 英志） 山間地域の住民としては大変ありがたいことでございますが、あ
る程度採算性が業者としてもあると思いますので、その辺の加入率というのが当然出て
くると思います。

また、担当課の皆さん方には御苦勞をかけると思いますが、この光ケーブル敷設が、
うまい具合にいきますようにひとつ、よろしく願いいたしまして質問を終わります。

○議長（今泉 正敏） お計りいたしますが、ただいま、半数の4名が終わりました、間
もなく12時15分になりますので、ここで昼食を挟みまして、13時から再開したい
と思います。

(休憩 午前 12時15分～13時00分)

○議長（今泉 正敏） それでは、時間になりましたので、午前中について引き続きまして、一般質問を再開いたします。

質問順位5番、松田國守議員。

○議員（松田 國守） 議席番号、8番、松田でございます。

防災無線による非常放送を問うということで、町長にお尋ねいたします。

ことは梅雨入り以来、台風や前線の影響で雨が多く、西日本の広範囲において、洪水や土砂災害が発生しております。

幸い我が町篠栗町では大きな被害は発生しておりませんが、台風や豪雨で、被害に遭われた山口県や四国、あるいは、京都府、和歌山県等々では深刻な被害が出ております。

先月20日未明に発生した広島市の土砂災害では、死者、行方不明者が87人と報道されており、今なお、捜索が続けられています。

犠牲になられた方々の御冥福をお祈りするとともに、一刻も早い復旧復興を願うところであります。

その広島市では、このたび、避難勧告がおくれたとのこととであります。

1分1秒を争う避難勧告のあり方に、篠栗町では、どのように対応されておりますか、お尋ねします。

また、最近の深夜未明に、大雨洪水警報が発表されました、との放送が数回ありました。そのうち1回は山間部地域に避難勧告が出されました。

以前には耳にしたことのない非常放送ですが、放送形態が変わったのでしょうか。

あわせてお尋ねいたします。

○議長（今泉 正敏） それでは、ただいまの質問に対して、答弁を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正） それでは、防災無線による非常放送を問うという、松田議員の御質問に答弁をいたします。

その前に、今もお話がありました、広島市の土砂災害により、犠牲になりました多くの方々に哀悼の意を表しますとともに、被災された皆様の1日も早い復旧・復興を心からお祈り申し上げます。

防災無線による非常放送のあり方についてということでございますが、各地で発生する大雨災害では、避難勧告等が適切なタイミングで発令できていないこと。

避難勧告等が住民に迅速確実に伝達できてなかったことなどが教訓として残りました。

このため、ことし4月、国において、避難勧告等の判断伝達マニュアル作成ガイドラインの見直しが行われまして、全国の自治体に対し、避難勧告等の発令の判断材料となる具体的な防災気象情報が示されました。

住民の迅速かつ円滑な避難を実現することは、市町村の責務であります。

本町では、平成21年の九州北部豪雨災害以来、防災力の強化に努めてまいりましたが、このたび、この国の指針を参考に、町の特性に合った水害及び土砂災害時における避難勧告等の発令基準の見直しを行いました。

その主な見直しの内容につきまして御説明いたします。

1点目といたしましては、避難勧告等の発令基準となる指標について、今までは気象庁の大雨洪水警報のほかに発令の基準となるわかりやすい定量的な指標を定めておりませんでしたので、上町・金出川の水位情報をもとに、多々良川の流域及び若杉側上流の流域雨量指数を活用して判断することにいたしました。

ただし、県及び気象庁から、土砂災害警戒情報が発令された場合は、河川水位や雨量指数に関係なく、土砂災害警戒区域が多く存在する城戸区、山手区、山王区、萩尾区、若杉区、金出区の山間部に、避難勧告を発令することといたしました。

さらに、土砂災害警戒情報発令中に、記録的短時間大雨情報が発令された場合には、指定地域に避難指示を発令することとしております。

次に、2点目といたしましては、避難勧告等の発令のタイミングにつきまして、避難は、災害から身を守るための行動であるため、避難勧告の発令は、空振りも許されても、見逃しは許されません。

そのため住民一人一人が、いち早く避難行動をとる判断ができるように、できるだけ早期に躊躇することなく伝達することといたしました。

今までは、特にお知らせをしていなかった大雨洪水警報等の情報を、準備情報として、防災行政無線を通じて、お知らせしているのもその一環であります。

また、町職員はもちろんのこと、区長の皆様にはこれらの災害情報を、緊急速報メールシステムにより一斉に送信し、避難所の開設といち早い対応をお願いしているところでございます。

御存じのとおり避難勧告等には、災害対策基本法において強制力を伴っておりません。これは、一人一人の命を守る責任は行政にあるのではなく、最終的には、個人にあるという考え方に立っています。

このため、町では、住民一人一人が避難行動をとる判断ができる知識と情報を提供することに最善を尽くしてまいります。

住民の方々には町からの情報を参考に、みずからの判断で、避難行動をとることに最善を尽くしていただきたいと考えております。

今後とも、特別警報が出されるような災害に備え、確実な情報伝達や、適切な避難誘導ができるよう、町として対策の充実に努めてまいりたいと考えております。

開会日の諸情勢報告において、私は、町内の山間地域に居住されてある町民の皆様は、周りに土砂災害危険地域があることをしっかりと認識していただき、今後とも、役場防災本部が発信する大雨洪水警報や避難勧告等に、即時的確に対応できる体制を地域全体でとっていただくよう、お願いします。今後も住民の皆様への周知徹底を継続して行っ
てまいりたい。と申しました。このことは大変重要なポイントでございます。

防災システム研究所の山村武彦先生に教えていただいた防災については、自主防災は自守防災、つまり自主的な防災は自分を守る防災、との心で、自助、近助、共助という安全安心を支えるネットワークづくりこそ最も大事にしていかなければならないと考えております。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（今泉 正敏） 再質問ございますか。

はい、松田議員。

○議員（松田 國守） ただいま、事細かい答弁ありがとうございました。

避難勧告等の発言について、るる答弁をいただいたわけですが、要は避難は災害から身を守るための行動であるから、町として、空振りする事を怖れず、ためらわず、発令すると。

それから住民は、命を守る責任は最終的に、個人にあるという考え方に立ってみずからの避難行動をとること、そして、そのため町では住民一人一人が、避難行動をとる判断ができるよう、知識と情報を早く提供することにより最善を尽くすということだと思います。

我が町では、今年3月にですね、篠栗町地域防災計画を改定しまして、詳細でわかりやすい篠栗町防災マップが作成されまして、4月に各家庭に配布されました。

それからまた22年の7月には、我が家の防災という冊子ができ永久保存版として、全家庭に配布されております。

これらのマニュアル等が必要ないことを願いながらも、広島市の土砂災害を教訓として、答弁で述べられたように、これからも、引き続き危機管理の徹底を要望して質問を終わります。

○議長（今泉 正敏） それでは、次に参ります。

質問順位 6 番、村瀬敬太郎議員。

○議員（村瀬 敬太郎） 議席番号 1 番、村瀬敬太郎でございます。

先ほど松田議員の御質問、また、町長の御答弁でもありましたように、広島市で 8 月 20 日に土砂災害が発生しまして、きょうで 3 週間が経過したそうでございます。

死者は 73 名、また、1 人の方の行方がわかっておらない状況でございます。

このことは他人事ではございませんで、我が町は不幸にして、同じ経験を過去にいたしました。ニュースの映像見るたびにあの時のことが思い出されます。二度と人命を失ってはならない。そういう思いを新たにいたすところでございます。お亡くなりになりました方々に心よりご冥福をお祈り申し上げます。

さて、最近の篠栗町の防災につきましては、平成 21 年の災害以降、充実が図られてきて、各区での自主防災組織の立ち上げ、防災マップの配布、防災訓練や専門家の講演など、さまざまな角度から取り組みが行われ、住民の防災意識の高揚に一定の効果が上がっておるものと思われれます。

しかし、ある山間部の住民の方は、「私の家は、土石流警戒地域内にありますが、早目の避難が必要なことはわかっています。最近のように、急激に強い雨が降り、指定の緊急避難場所まで行く避難路も危険なケースを考えると、避難のために家を出て、その後、具体的にどうすればいいのか、想像がつかなくなります」と訴えられます。

また、複数の区長さんが、「自主防災を確実なものにしたい。もっと情報が欲しい。消防団や民生委員、ほかの団体とも情報交換や連携ができないだろうか」と、地域のことを心配されております。

これは、自助や自主防災という観点からすれば、自身でもっと考え、判断をすべきというところでございますが、見方によれば、自助の意識、近助、共助の意識が芽生え、次の段階に育とうとしている証とは言えないでしょうか。

各個人への支援が適当でないことは、もはや常識ですが、自助の徹底が近助、共助につながるということも言われております。

個々への指導・教育が難しいのであれば、各区単位、防災組織単位で、ワークショップを開いていただいて、そこで、避難時期や避難経路、避難先など、個々人の問題を話し合っていただくのであれば、可能ではないでしょうか。

我が町の防災が本格化してから、自主防災組織が立ち上がり、これまでの町の支援により、住民の防災意識は急速に高まっております。

しかし、せっかく生まれて立ち上がった組織や意識も、手を離せば転んでしまうのではないのでしょうか。

ここは自助のさらなる理解に向け、自主防災組織にワークショップを開く方法などを指導するなどして、その機能強化と、住民ニーズを的確にとらえた粘り強い支援が必要と考えますが、いかがお考えでしょうか。町長の答弁を求めます。

○議長（今泉 正敏） はい。

それでは、三浦町長。

○町長（三浦 正） 村瀬議員の次の防災支援策を、という御質問についてお答えいたします。

自主防災組織に対する次の支援策でございますが、ひとたび大規模な災害が発生したときは、被害者を少しでも軽減させるために、住民の自発的組織である自主防災組織の機能が十分に発揮されることが重要でございます。

そのために、自主防災組織の重要性と体制整備につきましては、これまでも、社会教育関係団体等研修会を通じ、住民の皆様へお願いし、町から組織規約や編成の標準モデルをお示しするとともに、ヘルメットや拡声機など資・器材配布の支援を行ってまいりました。

現在、各区の自主防災組織では、救命講習や、避難訓練等の取り組みが行われておりますが、地域ごとに、温度差があるのが現状でございます。

このため、御指摘のワークショップの開催方法の指導といった支援策も含め、全体的な、底上げを図っていく必要があると痛感しているところでございます。

特に、全国の自主防災組織が抱える1番の課題は、中心となる人材の不足と言われております。

本町におきましても数年で役員の入れかえが行われる各区自主防災組織においては、組織のリーダーとなる人材の育成がとくに重要であると考えておりますので、消防士や消防団OBなどの専門知識を持つ方の掘り起こしや、資格取得者促進を目的とした支援策を検討してまいりたいと思います。

また、山間部と平野部では、関係する災害の種類が異なることから、それぞれの地域実情に合わせたマニュアルの整備が必要となります。

今後、各組織の活動マニュアルや、避難所運営マニュアルなどの整備、さらに、本町におきましては土砂災害の危険箇所が多くあることから、土砂災害警戒区域の指定箇所の情報などについて、提供してまいりたいと考えております。

○議長（今泉 正敏） 再質問ございますか。

はい、村瀬議員。

○議員（村瀬 敬太郎） 篠栗町地域防災計画によりますと、自主防災組織の活動内容で

すが、やはり訓練や講習なしには、活動ができない、難しいものが多いように思います。

そのような意味では、以前にも実施していただいていたような指導、研修、また訓練、自主防災組織への活動の働きかけ、それからまた提案など、きめ細かい対応をしていくべきではないかと考えておりますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（今泉 正敏） 三浦町長。

○町長（三浦 正） 細かい具体的な詳細でございますので、総務課長から答弁をさせていただきます。

○総務課長（大塚 哲雄） ただいま議員、御質問の件についてでございます。

先ほど申されましたように、篠栗町地域防災計画の中でも、自主防災組織の育成、指導という項目が明記されております。

その中でも、行政区に対する積極的な指導、助言、組織等の向上と、実効ある自主防災組織の育成ということも含めて明記されております。

それも踏まえまして、あらゆる研修機会とさまざまな状況の中での機会を、町としても十分提供していくように努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（今泉 正敏） 村瀬議員。

○議員（村瀬 敬太郎） 今答弁をいただきました。

十分であったと思っております。

地域住民の方も、区長、地域防災組織の会長も兼ねておられるわけですけど、大変心配をして、自分たちにもできるんだろうかというような心配をしております。

ぜひですね、細かい支援をお願いして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（今泉 正敏） それでは、次に参ります。

質問順位 7 番、荒牧泰範議員。

○議員（荒牧 泰範） 議席番号 1 2 番、荒牧でございます。

町長に 1 点、お尋ねいたします。

わかりやすい数値基準を求めるということで、年末で町長就任から 10 年を迎えられますが、当時と現在の財政状況を見ますと、心配しておられた地方交付税も微増し、標準財政規模は 8 億 5,000 万円ほど増加しましたが、基準財政需要額の膨らみにより、財政力指数は 0.03 ポイント低下しております。

また、基金は半減し、実質公債費比率は 8.6 ポイント悪化、経常収支比率も 8.5 ポイント上昇し、窮屈な運営になっております。

これらの数値を見ておりますと、将来我が町は大丈夫だろうかと心配になってまいりますが、よく見ますと、基金減少の一部や公債費の増額は、１５年分ほどの事業を一度にやった臨時経済対策債によるもので、当時から織り込み済みであり、経常収支比率の上昇は、国の資金不足による臨時財政対策債の発行や国の施策による扶助費等の増額によるところが大きく、財政状況は他の自治体に比べ良好な運営であると思います。

議員として、町の財政状況の良し悪しを判断するときに、もっと実情に即した財政指標があるべきと思います。

財務省は、都道府県の財政状況を知る新たな数値基準を策定するようですし、町長会において、わかりやすい財政数値の採用を求めていると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（今泉 正敏） はい。

それでは答弁を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正） それでは、荒牧議員のわかりやすい数値基準を求める、との御質問についてであります。

まず初めに、この１０年間の財政指標の変化について、御説明を申し上げますと、平成１６年度と２５年度の決算の比較でございますが、財政力指数は、０．０３ポイント低下し、０．５０２ポイントとなっております。

標準財政規模は、臨時財政対策債発行可能額を含むこととなりましたので、１１億６，６００万円余り増加しております。

実質収支比率は単年度ごとで見ますと、多少の増減はございますが、１０年間で見ますと０．９ポイント低下し、５％、経常収支比率は８．５ポイント悪化して９０．４％となっております。

なお実質収支比率は決して悪い数字はございませんが、その他の財政指標は余り好ましいものではございません。

その要因といたしましては、社会保障関連経費の扶助費及び起債償還の公債費の義務的経費の増加、一部事務組合への負担金の補助費及び特別会計への繰出金の増加等が挙げられるわけでございます。

また、その他の指標といたしまして実質公債費比率は、平成１７年度から８．６％上昇いたしまして、７．１％となりました。

公債費比率は４．７ポイント増加いたしまして１２．７％に、公債費負担比率も１２．９ポイント増加して２５％となっております。

基金残高が半減ということでございますが、平成25年度末基金残高は29億6,200万円で、この10年間で、5億2,900万円という金額の減少でございます。

起債残高を見てみますと、51億円減少し、79億4,200万円となっております。

確かに基金の一部を繰上償還等の費用に充てておりますが、起債残高はさらに大幅に減少しているところでございます。また、このことが、公債費比率の低下の要因になっているわけでございます。

るる申し上げましたが、今申し上げたところが10年間の主な財政指標の変化でございますが、なかなかわかりにくいものでございます。

この指標から町の財政状況を御心配される方もおられると理解しておりますが、平成26年度の償還をピークに、公債費は減少傾向にありますので、公債費比率の指数も良化へ向かうものと思っております。

また、後日決算特別委員会において、監査委員からも報告があると思いますが、財政の健全化判断比率におきまして、糟屋地区内でもかなり良好な水準を維持しております。

議員が言われますように国の施策で、一部の財政状況の数値に大きく変化する指標もございます。

経常収支比率もその一つでございまして、本来の町の指標としてはわかりづらいところがございますが、現時点では、他の自治体と比較できます手段の一つでございまして、こういう判断で説明をしているところでございます。

今後は国の基準を満たします数値で、住民の皆様になるべく分かりやすい形で公表できるように、新たな指標の策定に向けて勉強してまいります。

また、国の動向を注視しながら、また他の自治体と連携を図りながら、わかりやすい財政数値のあらわし方を検討していくことも、今後の財政運営に必要であるかと考えております。

年度の5月に行っております行政区説明会においては、今申し上げたような内容がなかなかわかりづらいところでございますので、ダイレクトに、今、起債がどれくらい減っているのか、基金がどのような状況にあるのか、今後返済がどういうふうになるのかということを中心に、今は説明しているところでございますが、私どもの自治体の場合に、交付税の割合がかなり多ございます。

基本的には直接税収をこれからふやさないことには、その7割5分当たりぐらいの、地方交付税が減少しますが、5億であれば1億以上、10億であれば2億以上の実入りがふえてくるわけでございますので、そういうふうな取り組みをしていくことが、私どもの自治体の財政の健全化にしっかりと貢献していくものだというふうに思っております。

す。

数値の改善は、そこを待たなければ、はっきりと、良好な展開を迎えることはありませんので、よろしくお願いいたします。

○議長（今泉 正敏） 再質問ございますか。

はい、荒牧議員。

○議員（荒牧 泰範） まず初めに、訂正をさせてください。

基金が半減ということは、私が舌足らずで申しわけありません。

決算概要統計表で言うところの減債基金と財政調整基金を除くその他部分が16年度末から半減しているという誤りですので、その分を付け加えさせていただきたいと思います。

再質問に入りますが、例えば今おっしゃった、起債がこれだけ減っているんだよ、その起債にすると、例えばK町ですと、120億ぐらいの一般会計規模で、大体これから10年ほど、11億ずつ返済しなくちゃいけない、なおかつ、エアコン化をやるという話いろいろあって、その上に乗っかってくるであろうということ。

S町においても、うちよりも財政規模が小さいのにほとんど変わらないぐらいの起債があるとなると、その数だけ見てもうちは決して悪い指標でない。

借換債を起こした後、どうなるか知りませんが、その借換債を起こす前は起債償還時に交付税措置が多いときは90%ほど、少なくとも67、8%が交付税措置されとなると、自主的な一般会計の持ち出しってというのが、自主財源に占める割合っていうのを、出してみると非常にほかの町との差がわかりやすいんじゃないかなと思うんで、そこは国の指標を待つまでもなく、町長会なりでも、僕らの勉強会で、そんなのを出してみようかというの一つの手じゃないかなと思いますんで、やっていただけるかどうか。

○議長（今泉 正敏） 三浦町長。

○町長（三浦 正） 詳しくはまた、決算の認定の際に、担当課から説明を申し上げる予定にしておりますが、今お話のように、今後新たな起債がなければ、という前提で申し上げるならば、現在79億の起債の残高に占める交付税措置、それから、79億の中に、私ども46億程度の臨時財政対策債という100%国の持ち出し分がありますから、元利等も含めましても、79億1,800万というこの現在の残っている起債部分に、一般会計として持ち出す元利分の合計は、9億を切る程度であろうかというふうに思います。詳細はまた細かく説明いたします。

今、その辺のところが一番ポイントとなる指標じゃないかというお話の中で、町長会の中でも、糟屋地区の中でそういう指標をつまびらかにして、比較をできないかという

ことですが、現状におきましても、K町におきましても、そのあたりは不開示というようなことを言われておるところがございまして、なかなかそれをお互い共通理解のもとに、判断材料として持ち寄ろうということがなかなか難しい状況であるのが現実でございます。

○議長（今泉 正敏） はい、荒牧議員。

○議員（荒牧 泰範） 先様の御理解が得られないのじゃちょっと難しいと思いますが、御努力をお願いしたいと思います。

あと先ほど言いました、財務省の債務償還可能年数やら、経常収支比率やら見るからにわからない数字で、町長が元銀行マンだからというんじゃないに、銀行の焦げ付きをなくすために、国サイドの危険率表みたいな数値にしか見えません。

そうでなくして、例えば、うちの町だったら、投機的な建設的起債がいくら、それとか将来に向けた子どもを養育する教育費、そんな将来に向けた部分の比率が何に対してどんだけあるんだよとかいう町の施策というのが見えてくるような指標がぜひとも欲しいなと思いますんで、そのあたりひとつ、よそが乗ってくるかは別にして、町民の方の行政説明会に使うにしても、わけわからない比率出すより、それがよっぽどわかりやすいと思うんで、採用していただきたいと思うんですがいかがでしょうか。

○町長（三浦 正） 今、お話の趣旨は大変よくわかります。

私どもの町としても住民の皆さんにわかりやすいような数値を出していくことは考えていかなければならないと思いますが、一方で国とか県が、例えば県でありますと、全県下の市町村の一覧表というな形で、私どもの財政状況が、つまびらかにされるわけですが、そこでは、また、今までと同じような指標で出されてくるっていうようなこともありまして、その辺の内部的に私ども町内ではこうですよ、一方その外部的な指標では、わかりにくいところもあります。

その辺は私ども、町村会でしっかりと考えていきながらやっぱり、私ども単独ではなく、全体がこういう指標にのっとったらこうだというようなことをやっぱり取り組んでいかなければいけないかなというふうに思っておりますので、今後検討してまいりたいと思います。

○議長（今泉 正敏） それでは、最後になります。

質問順位 8 番、草場謙次議員。

○議員（草場 謙次） 議席番号 6 番、草場です。

残土処理場の跡地利用について質問をいたします。

残土処理場が完成して、この間、下水道工事や多々良川の浚渫工事など、篠栗町のた

めに大変役に立ってきました。

この残土処理場の跡地を、グラウンドゴルフや、パラグライダーが着陸できる総合公園にしてはと提案をいたします。

現在、若杉太祖宮前の田んぼに、米の山からパラグライダーが着陸していますが、稲作をされている時期は、使用することができません。

町民の方の中には、パラグライダーが飛んでくるのを楽しみにしておられる方が多数おられます。

町長は、このパラグライダーと篠栗町の関係をどのように思っておられるのか、質問をいたします。

○議長（今泉 正敏） はい。

それでは答弁を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正） 草場議員の残土処理場の跡地利用の件について答弁いたしますが、御質問の趣旨を踏まえて、パラグライダーを残土処理場の跡地に着陸するようにしてはどうかという点に絞って、答弁をいたします。

残土処理場は、町が発注する土木工事等の発生残土の受け入れのみを行うとともに、現在までに受け入れた残土により、下流域への影響がないか毎年、水質検査を実施しており、残土受け入れ完了後も３年程度は継続した調査を行いまして、残土処理場の安全性を確認した後、跡地利用への具体的な方針に沿った整備を実施したいと考えております。

有効利用可能な面積は最大で１．９ヘクタールになると見込んでいるところでございます。

御質問の中にありましたようにパラグライダーへの利用も一つの案ではないかと御提案がございました。

私は、この新しい利用可能な１．９ヘクタールの町有地については、付加価値の高い利用が望ましいと考えておりまして、隣接地の民有地の採石場跡の今後の有効利用も含めて、有効利用による産業業務用地の形成地域として、まとめつつあるところでございます。

今後、関係の皆様方の理解を深めるとともに、御提案を集約しながら具体的な跡地利用の方向性を検討してまいりたいと考えております。

○議長（今泉 正敏） 再質問ございますか。

はい、草場議員。

○議員（草場 謙次） 私も、パラグライダーの跡地に何が何でもするというする気持ちはありません。

町長がおっしゃいましたように、町のために、有効な活用があれば、そっちの方向にしていいただいても構わないと思います。

これは私の提案でありまして、あとは執行部の考えられる方向で、よろしくお願ひしたいと思います。以上質問を終わります。

2 番目の質問をいたします。

篠栗町老朽危険空き家対策事業要綱の実施状況について、質問をいたします。

埼玉県所沢市が、2010年7月に、全国で初めて空き家条例を制定し、それ以来、北海道から鹿児島まで、多くの自治体が空き家条例を制定しています。全国1,700市町村のうち、単独の空き家条例があるのは、200近くあります。

篠栗町でも、平成25年4月1日から、篠栗町老朽危険空き家対策事業実施要綱が、実施されております。管理不全な危険家屋があることにより、防災・衛生・防犯上の観点から、生活環境に影響を与えるようになります。

日南市が、町内の空き家を調査したところ、462戸もあり、そのうち、247戸が廃屋に近い状態にあるとありました。

篠栗町において、老朽危険空き家と思われる家は、何件くらいあるのか、調査されたことはありますか。老朽危険家屋調査委員会は、どのような活動をされておられますか。また、この要綱に沿って、実施された例があるのかを、質問をいたします。

○議長（今泉 正敏） 答弁を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正） それでは、老朽危険空き家対策事業要綱の実施状況について、御質問にお答えいたします。

現在本町におきまして、空き家対策に係る総合的な担当部門は設けておらず、防災防犯上の問題、環境衛生上の問題、景観上の問題、など事案ごとに、総務課、福祉環境課、都市整備課などの各担当課が対応策を講じるとともに、複数の課にまたがる事案については、必要に応じて関係各課が連携しながら解決を図ってまいりました。

本町における老朽危険家屋数に関しては、専門の調査を実施しているわけではありませんが平成20年の住宅土地統計調査によりますと、空き家の総数は1,240戸となっています。

このうち、賃貸売却用等の住宅で空き家の状態のものが900戸ありますので、長期にわたって不在の住宅総数は、340戸あるわけでございます。

なお、この調査結果につきましては、平成２５年度に実施いたしました当該調査の結果が１０月以降に公表されますので、今後、精査してまた御報告したいと考えております。

次に、老朽化家屋に関する相談件数でございますが、要綱施行から現在までに町に寄せられました相談件数は１件もございませんでした。

このほかに雑草の生い茂りや景観上、防犯上よくないとの理由による御相談が５件ございましたが、いずれも、担当課から所有者を調査した上で、適切な管理を促し、現在はほとんどが適正に管理されているところでございます。

次に、老朽危険空き家調査委員会の活動内容と、要綱に沿った事例の有無に関してお答えいたします。

老朽危険空き家調査委員会は、老朽危険空き家に関する苦情内容及び外観を確認し、空き家が寄付採納後、除去されるまでの事務を行う担当課を決定することを所管としております。

さきに述べましたように該当する事案が、今のところございませんので、具体的な活動は特に行っておりません。

現状といたしましては、空き家に係る相談の受付件数は決して多くありませんが危険老朽化した空き家が放置されることは、住民の皆様の生活環境のさまざまな面で、影響を与える深刻な課題であると認識しておりまして、今後、高齢化や、人口減少により、その増加も懸念されることから、町といたしましては、対策を強化すべき課題の一つであると考えております。

空き家は私有財産でありまして、町が法的に撤去等を行う権限はありませんので、現状では、所有者を調査した上で、適切な管理を促すことで、所有者の自主的な改善を促してまいりたいと思っております。

御指摘のように、全国３００以上の自治体で空き家の適正な管理に関する条例等を制定し、首長に除去等の命令権を付与する規定を設けるなどの取り組みが開始されております。

本町におきましては、他の自治体の取り組みについて十分な調査を行い、窓口におけるあり方や体制を含めて、どのような対策がふさわしいのか、研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（今泉 正敏） 再質問ございますか。

はい、草場議員。

○議員（草場 謙次） ただいま空き家の件数を聞きまして、私が思ったよりも多いなということを感じました。

老朽危険空き家対策事業要綱が、相談がなかったということで、実施できなかったということではありますが、空き家の所有者の方に、この事業の要綱が伝わっていないのではないかなという感じをいたします。

この空き家の所有者の方、篠栗に在住していない場合ですね、その要綱ができたということですね、知らせる方法はないかもわかりませんが、その辺はどのようでしょうか。

○議長（今泉 正敏） はい。

三浦町長。

○町長（三浦 正） ただいまのやりとりの中で、少し混同してる部分があると思うんですが、空き家という概念と、老朽危険空き家という概念については、少し距離があると思っております。

空き家対策というのは、基本的にはこの老朽危険空き家対策のことですので、その辺を踏まえたところで、答弁をすれば、今お話のように所有者に対して説明をしたのかということですが、当然、老朽危険空き家については、私ども地域の区長さんなり、いろんな方々から問い合わせ、あるいは、何とかしてくれという要望があります。

それについては、私どもも対応していくわけですが、私どもが逆に、お宅の空き家は老朽危険家屋ですから、こうしなさいというような指示命令を行うことは毛頭できる話ではございませんので、全戸にわたってこれを通知徹底しているかというところと決してそういうことはできていない、もちろんするべきではないというふうに思っておりますので、その辺のところは御承知おきいただきたいと思います。

○議長（今泉 正敏） はい、草場議員。

○議員（草場 謙次） 少し視点を変えてですね、空き家というふうになくて、例えば、古民家などのことについてちょっと伺いいたします。

今、各地において、古民家などを利用して、観光に役立てているところがあります。要は古民家を使って、商売をして繁盛しておられるところあります。その古民家とかを利用して、観光産業として、そういうことは考えられませんか。

○議長（今泉 正敏） 質問通告は、いわゆる老朽危険空き家対策事業のことであって、先ほど町長が、答弁されましたように、まるっきりその角度が違い過ぎますので、そこは受け付けかねますが。

○議員（草場 謙次） これで一応質問としては終わりますけど、老朽危険家屋がですね、
1日も早く解決すればということを要望して終わります。

○議長（今泉 正敏） それでは、以上で本日の日程は全て終了いたしました。
これをもちまして散会いたします。

散会 午後 1時51分

平成26年第3回(9月)

篠 栗 町 議 会 定 例 会

9月19日(採決)

平成26年 第3回 定例会 会議録

日時 平成26年6月13日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	村 瀬 敬 太 郎	2番	飯 田 浩 二	3番	今 長 谷 武 和
4番	横 山 久 義	5番	大 楠 英 志	6番	草 場 謙 次
7番	阿 部 寛 治	8番	松 田 國 守	9番	今 泉 正 敏
10番	阿 高 紀 幸	11番	後 藤 百 合 子	12番	荒 牧 泰 範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	三 浦 正	副 町 長	城 戸 清 壽
教 育 長	西 邦 彰	総 務 課 長	大 塚 哲 雄
財 政 課 長	立 花 博 友	会 計 課 長	城 戸 安 行
まちづくり課長	松 田 秀 幹	税 務 課 長	吉 村 英 治
住 民 課 長	村 嶋 茂 則	健 康 課 長	黒 瀬 英 三
福祉環境課長	安 河 内 正 邦	こども育成課長	井 上 伸 一
栗の子保育園長	萩 尾 一 男	産業観光課長	三 明 祐 治
都市整備課長	藤 博 文	上下水道課長	石 内 清 之
学校教育課長	佐 伯 和 久	社会教育課長	阿 部 正 博

出席した議会事務局職員

局 長	清 原 眞 也	次 長	松 岡 秀 策
主 事	高 濱 守 央		

開会 午前 10 時 00 分

○議長（今泉 正敏） おはようございます。

本日は全員出席で開議は成立いたします。

本日の日程に入ります前に、9月10日に行いました一般質問において、質問内容を精査するため最終日まで時間をいただいておりますので、その報告をさせていただきます。

発言内容を慎重に検討し、一部文言及び字句等の訂正を行っております。御協力ありがとうございました。以上、一般質問の内容についての報告といたします。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、タブレットに掲載しております議事日程のとおりでございます。

なお、町長より追加議案が提出されましたので、本日の議題といたします。

これより日程に従い議事を進めます。

日程第1、議案の上程をいたします。

町長より提出された議案は、タブレットに掲載のとおり、議案第58号でございます。

それでは、町長に提案理由の説明を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正） おはようございます。

本日提案しております追加議案第58号について説明いたします。

議案第58号は篠栗町教育委員会委員の任命についてであります。

本議案は、現委員の西邦彰氏が、本年11月1日をもって任期満了となるため、同氏の再任について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

以上が、本定例会に追加提案いたしました議案の提案理由でございます。

審議方よろしくお願いいたします。

○議長（今泉 正敏） ここでお諮りします。

本案は、人事案件ですので、委員会への付託は省略し、後刻、採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

日程第2、議案第42号、専決処分の承認を求めることについて（専決第11

号)、平成26年度篠栗町一般会計補正予算第3号についてを議題といたします。

本案は、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

後藤委員長。

○文教厚生委員長(後藤 百合子) 日程に従いまして、委員長報告をさせていただきます。

議案第42号、専決処分の承認を求めることについて(専決第11号)について。本議案は、地方自治法第179条第1項の規定により、平成26年度篠栗町一般会計補正予算第3号を専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求められたものです。

内容につきましては、公共施設等総合管理計画の策定に1年以上の期間を要するため、翌年度に予算を繰り越しして使用する繰越明許費1,200万円を設定するものです。

詳細につきましては、予算特別委員会において慎重な審査が行われておりますので、省略いたします。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて原案のとおり承認いたしております。

以上で終わります。

○議長(今泉 正敏) ただいまの委員長の報告に対して質疑を行います。

質疑ございますか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありますか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は承認です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第42号は、委員長報告のとおり承認されました。

日程第3、議案第44号、篠栗町地域福祉計画策定委員会条例の制定についてを議題といたします。

本案は、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

後藤委員長。

○文教厚生委員長(後藤 百合子) はい、ご報告いたします。

議案第44号、篠栗町地域福祉計画策定委員会条例の制定について。本議案は、

社会福祉法第107条の規定に基づき、地域福祉の推進に関する事項を一体的に定めるための、地域福祉計画を作成するにあたり、重要課題である公的サービスと、住民の自発的な福祉活動の連携について、その内容を幅広い住民等からの意見を聴取し、計画に反映させる委員会を設置するため、本条例を制定するものであります。

当委員会の構成メンバーは、学識経験者、保健福祉関係者及び住民代表者13名以内で組織し、その任期は、当該計画の諮問案に対する答申を町長に行うまでであります。

なお、この条例は公布の日から施行され、施行後、最初に行われる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集するとされています。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

終わります。

○議長（今泉 正敏） ただいまの委員長の報告に対して質疑を行います。

質疑ございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ございますか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第44号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第45号、篠栗町立栗の子保育園民営化検討委員会条例の制定についてを議題といたします。

本案も、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

後藤委員長。

○文教厚生委員長（後藤 百合子） はい。

議案第45号、篠栗町立栗の子保育園民営化検討委員会条例の制定について、本議案は、篠栗町立栗の子保育園の民営化の有効性及び民営化にあたっての問題点等について、関係者の意見を求めるにあたり、篠栗町長の諮問機関を設置するため、本条例を制定するものであります。

委員会の構成メンバーは、学識経験者、私立認可保育所の代表者、町立栗の子保

育園及び私立認可保育所の保護者、篠栗町主任児童委員等の８人以内で組織するものであります。

なお、この条例は公布の日から施行され、施行後、最初に行われる会議は、第６条第１項の規定にかかわらず、町長が招集するとされています。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

終わります。

○議長（今泉 正敏） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ございますか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ございますか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第４５号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第５、議案第４６号、篠栗町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

本案も、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

後藤委員長。

○文教厚生委員長（後藤 百合子） 議案第４６号、篠栗町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、本議案は、平成２４年８月に制定され、子ども子育て支援法の制定に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める必要があるため、本条例を制定するものであります。

この条例は公布の日から施行されますが、一部特例及び経過措置が設けられています。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上でございます。

○議長（今泉 正敏） ただいまの委員長の報告に対して質疑を行います。

質疑ございますか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ございますか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第４６号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第６、議案第４７号、篠栗町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

本案も、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

後藤委員長。

○文教厚生委員長（後藤 百合子） はい。

ご報告いたします。

議案第４７号、篠栗町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、本議案は、子ども子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う、関係法律の整備等に関する法律の施行による児童福祉法の改正に伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める必要があるため、本条例を制定するものであります。

なお、この条例は、子ども子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律、平成２４年法律第６７号の施行の日から施行されますが、一部経過措置が設けられております。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案とおり可決いたしております。

終わります。

○議長（今泉 正敏） 最後に申し上げますが、誤読の部分は後で調整しますので、今後にもそのように取り扱います。

ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ございますか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ございますか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第４７号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第７、議案第４８号、篠栗町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

本案も、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

後藤委員長。

○文教厚生委員長（後藤 百合子） ご報告いたします。

議案第４８号、篠栗町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、本議案は、子ども子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う、関係法律の整備に関する法律の施行による児童福祉法の改正に伴い、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める必要があるため、本条例を制定するものであります。

なお、この条例は、子ども子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律、平成２４年法律第６７号の施行の日から施行されますが、一部経過措置が設けられています。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしました。

以上でございます。

○議長（今泉 正敏） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ございますか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第４８号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第８、議案第４９号、篠栗町再生可能エネルギー発電設備導入可能性調査検討委員会条例の制定についてを議題といたします。

本案は、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○総務建設委員長（松田 國守） 報告いたします。

議案第４９号、篠栗町再生可能エネルギー発電設備導入可能性調査検討委員会条例の制定について、本議案は、本町における地域資源の活用と、エネルギーの多様化に資する太陽光発電設備導入の可能性について調査検討を行うため、委員会の設置に関し、必要な事項を定める本条例の制定について議会の議決を求められたものであります。

委員会の構成メンバーは、学識経験者、設備施設設置管理者、住民の代表者など６人以内で組織し、その任期は、当該調査に対する答申を町長に行う、平成２７年３月３１日までであります。

なお、本条例は公布の日から施行され、施行後、最初に行われる会議は、第６条第１項の規定にかかわらず、町長が招集するとされています。

審査の中で、太陽光発電設備に関して、委員会条例まで制定しなければならないのか。委員会条例の制定は補助金申請の要件となっていたのか。などの質疑に対し、事業計画書の作成並びに補助金申請に当たり、県と協議を重ねていく中で、本条例の設置となったとの説明がありました。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決しております。

以上です。

○議長（今泉 正敏） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論ございますか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第４９号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第９、議案第５０号、平成２５年度篠栗町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本案は、決算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○総務建設委員長（松田 國守） 報告いたします。

議案第５０号、平成２５年度篠栗町一般会計歳入歳出決算の認定について、本議案は、地方自治法第２３３条第３項の規定により、平成２５年度篠栗町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定を求められたものであります。

歳入総額９９億２，１６３万９，０１０円、歳出総額、９５億１，５２０万９，５７５円、歳入歳出差引額４億６４２万９，４３５円、翌年度へ繰り越すべき財源は繰越明許費繰越額、８，６５７万３，０００円、実質収支額は３億１，９８５万６，４３５円です。

詳細につきましては、決算特別委員会において慎重な審査が行われておりますので、省略いたします。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて原案のとおり認定いたしております。以上です。

○議長（今泉 正敏） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ございますか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ございますか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第５０号は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第１０、議案第５１号、平成２５年度篠栗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本案も決算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○総務建設委員長（松田 國守） 報告いたします。

議案第５１号、平成２５年度篠栗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、本議案は、地方自治法第２３３条第３項の規定により、平成２５年度篠栗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定を求められたものであります。

歳入総額３０億８,５５９万７,１３７円、歳出総額３２億３,８２２万４６４円、歳入歳出差引額マイナス１億５,２６２万３,３２７円、翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額はマイナス１億５,２６２万３,３２７円です。

詳細につきましては、決算特別委員会において慎重な審査が行われておりますので、省略いたします。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて原案のとおり認定いたしております。以上です。

○議長（今泉 正敏） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ございますか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第５１号は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

日程第１１、議案第５２号、平成２５年度篠栗町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本案も決算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○総務建設委員長（松田 國守） 報告いたします。

議案第５２号、平成２５年度篠栗町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、本議案は、地方自治法第２３３条第３項の規定により、平成２５年度篠栗町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認

定を求められたものであります。

歳入総額 3 億 2,168 万 5,397 円、歳出総額 3 億 2,038 万 5,587 円、歳入歳出差引額 129 万 9,810 円、翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は 129 万 9,810 円です。

詳細につきましては、決算特別委員会において慎重な審査が行われておりますので、省略いたします。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて原案のとおりに認定いたしております。

以上です。

○議長（今泉 正敏） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ございます。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第 52 号は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

日程第 12、議案第 53 号、平成 25 年度篠栗町流域関連公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本案も決算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○総務建設委員長（松田 國守） 報告いたします。

議案第 53 号、平成 25 年度篠栗町流域関連公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本議案は、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、平成 25 年度篠栗町流域関連公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定を求められたものであります。

なお下水道事業特別会計は、平成 26 年度から地方公営企業法を適用した会計に移行しましたので、本決算は、平成 26 年 3 月 31 日での打ち切り決算となっているものです。

特別会計について、流域関連公共下水道事業特別会計歳入総額 9 億 6,158 万

1,860円、歳出総額8億132万2,723円、歳入歳出差引額1億6,025万9,137円、翌年度へ繰り越すべき財源はありません。

実質収支額は1億6,025万9,137円です。

詳細につきましては、決算特別委員会において慎重な審査がなされておりますので、省略いたします。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて原案のとおり認定いたしております。以上です。

○議長（今泉 正敏） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ございますか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第53号は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

日程第13、議案第54号、平成25年度篠栗町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを議題といたします。

本案も決算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○総務建設委員長（松田 國守） 報告いたします。

議案第54号、平成25年度篠栗町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、本議案は、地方公営企業法、第32条第2項の規定により、平成25年度篠栗町水道事業会計決算に伴う剰余金を平成25年度篠栗町水道事業剰余金処分計算書のとおり処分し、併せて同法第30条第4項の規定により、平成25年度篠栗町水道事業会計決算について別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定を求められたものであります。

地方公営企業会計について、水道事業会計、収益的収入額（税込）4億8,139万2,026円、収益的支出額（税込）4億8,370万6,479円、当年度純損失（税抜）369万2,523円、前年度繰越利益剰余金、12億9,207万3,399円、当年度末処分利益剰余金、12億8,838万876円です。

収益的収入額が収益的支出額に不足する３６９万２，５２３円は、前年度繰越剰余金で補填しております。

地方公営企業法第３２条第２項の規定に基づき、議会の認定を求められた剰余金処分１０億５，０３３万７，２７７円、自己資本金に繰入れ８億５，０３３万７，２７７円、処分後の自己資本金１３億４，８１８万８，３１１円、処分後の繰越利益剰余金２億３，８０４万３，５９９円です。

次に、資本的収入額（税込）０円。

資本的支出額（税込）１億２，２９７万２，５２２円です。

資本的収入額が資本的支出額に不足する１億２，２９７万２，５２２円は、損益勘定留保資金等で補填しております。

詳細につきましては、決算特別委員会において慎重な審査がなされておりますので、省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて認定することに決しております。

○議長（今泉 正敏） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ございますか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第５４号は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

日程第１４、議案第５５号、平成２６年度篠栗町一般会計補正予算第４号についてを議題といたします。

本案は、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

後藤委員長。

○文教厚生委員長（後藤 百合子） ご報告いたします。

議案第５５号、平成２６年度篠栗町一般会計補正予算（第４号）について、本議案は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ２億７，０９２万円の追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ９５億７，１２１万９，０００円とするものです。

歳入の主なものにつきましては、国庫支出金のうち、障がい者福祉費負担金 8 8 1 万 3, 0 0 0 円、情報システム管理費補助金 8 6 8 万円、県支出金のうち、障がい者福祉費負担金 4 4 0 万 6, 0 0 0 円、社会福祉費補助金 5 1 4 万 3, 0 0 0 円、農村環境整備事業補助金 7 5 0 万円、繰越金 2 億 1, 9 8 5 万 6, 0 0 0 円、町債のうち、臨時財政対策債 3, 2 2 9 万 1, 0 0 0 円をそれぞれ増額補正し、地方交付税のうち普通交付税 2, 0 2 3 万 1, 0 0 0 円、諸収入のうち、コミュニティ助成事業 2 5 0 万円をそれぞれ減額補正するものです。

歳出の主なものにつきましては、総務費において、財政調整基金積立金 1 億円、情報システム変更委託料等に 2, 8 8 1 万 3, 0 0 0 円の増額、民生費において、自立支援医療給付事業費 1, 7 6 2 万 7, 0 0 0 円、介護基盤緊急整備補助金 5 1 4 万 3, 0 0 0 円。

国県補助金返還金 7 7 5 万 6, 0 0 0 円の増額、衛生費においては、システム変更委託料 4 8 万 6, 0 0 0 円、国県補助金返還金 8 3 万 8, 0 0 0 円の増額、農林水産業費において、農地台帳システム導入委託料 7 4 7 万 4, 0 0 0 円、ため池整備事業費に 6 0 0 万円の増額、商工費において、商工振興補助金 5 0 万円、観光施設管理費に 8 9 万円の増額、土木費において、道路維持補修費 4, 0 0 0 万円、道路改良工事費 1, 0 0 0 万円、河川改良工事費に 6 0 0 万円、耐震改修促進事業補助金に 1 5 0 万円の増額、消防費において、福岡県消防操法出場経費に 2 9 9 万 8, 0 0 0 円の増額、教育費において、歴史資料館改修工事 3 0 7 万 5, 0 0 0 円、町民プール改修工事に 1, 9 5 8 万 1, 0 0 0 円の増額、コミュニティ助成事業補助金は 2 5 0 万円の減額、災害復旧事業において、豪雨災害による災害復旧工事に 4 5 0 万円の増額です。

債務負担行為では、平成 2 5 年度粕屋南部消防組合分担金の限度額を 2 0 6 万 4, 0 0 0 円から 2, 0 1 1 万 8, 0 0 0 円に変更されております。

地方債では、臨時財政対策債の起債の限度額が 4 億 3, 0 0 0 万円から 4 億 6, 2 2 9 万 1, 0 0 0 円に変更されております。

詳細につきましては、予算特別委員会において慎重な審査が行われておりますので、省略いたします。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

終わります

○議長（今泉 正敏） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ございますか、質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ございますか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第５５号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第１５、議案第５６号、平成２６年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）についてを議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

後藤委員長。

○文教厚生委員長（後藤 百合子） はい、ご報告いたします。

議案第５６号、平成２６年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）について、本議案は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ２，７７２万９，０００円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ３４億５２８万５，０００円とするものです。

補正内容は、歳入予算では、一般被保険者国民健康保険税、医療給付費分現年課税分を、３，２９０万６，０００円を追加補正するもの、国県交付金等の額の決定によるものが主なもので、歳出予算において、後期高齢者支援金等の増額や平成２５年度の保険給付費等の精算に伴う償還金、３，５１０万５，０００円の増額が主なものであります。

詳細につきましては、予算特別委員会において慎重な審査がなされておりますので、省略いたします。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

終わります。

○議長（今泉 正敏） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ございますか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第５６号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第１６、議案第５７号、平成２６年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）についてを議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

後藤委員長。

○文教厚生委員長（後藤 百合子） 議案第５７号、平成２６年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）について、本議案は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ１，００６万６，０００円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ３億８，１２２万３，０００円とするものです。

補正の内容は、平成２５年度の保険料・滞納繰越額の歳入確定に伴い、歳出予算において、後期高齢者医療広域連合納付金９８９万４，０００円の増額が主なものであります。

詳細につきましては、予算特別委員会において慎重な審査がなされておりますので省略いたします。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上でございます。

○議長（今泉 正敏） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ございますか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第５７号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第１７、議案第５８号、篠栗町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

議案の説明に入ります前に、当事者であります、西邦彰氏の退席を求めます。

それでは、佐伯学校教育課長の説明を求めます。

課長。

○学校教育課長（佐伯 和久） 説明いたします。

議案第５８号、篠栗町教育委員会委員の任命について、次の者を篠栗町教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第４条第１項の規定により議会の同意を求める。

記、住所、糟屋郡篠栗町大字篠栗４，２９４番地１、氏名、西邦彰、生年月日、昭和３０年３月１９日、平成２６年９月１９日提出、篠栗町長、三浦正。

提案理由。教育委員の西邦彰氏が平成２６年１１月１日をもって任期満了となるためであります。

なお、次ページに履歴を添付しておりますので、御参照ください。

以上でございます。

○議長（今泉 正敏） ただいまの学校教育課長の説明に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は人事案件でございますので、討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本案に賛成の方は御起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第５８号は、原案のとおり可決し、同意することに決定いたしました。

それでは、西邦彰氏の入場を求めます。

改めて御報告をいたします。

議案第５８号、篠栗町教育委員会委員の任命については、原案のとおり、全員賛成にて同意することに決定いたしました。

日程第１８、請願１号、手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書を議題といたします。

本案は文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

後藤委員長。

○文教厚生委員長（後藤 百合子） ご報告いたします。

請願 1 号、手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書。

本請願は、篠栗町大字尾仲 5 4 9 番地 3、糟屋地区聴覚障がい者協会会長、中川久美男氏より提出されたものであります。

主な請願の内容は以下のとおりです。

手話は、手話を使う聾啞者にとって聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段である。

しかし、聾学校では、手話は禁止され、社会では、手話を使うことで差別されてきた長い歴史がある。

2006 年、平成 18 年、12 月に採択された国連の障がい者権利条約に、手話は言語であることが明記されています。

日本政府は、この条例に批准し、改正障がい者基本法では、全て障がい者は可能な限り、言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段について、選択の機会が確保されていると定められた。

また、同項第 22 条には、国、地方公共団体に対して、障がい者の意思疎通のための情報保障の施策を義務づけている。

そのことから、手話が日本国と対等な言語であることを示し、日常生活、職場、教育の場で手話を使った情報の提供やコミュニケーションが保障され、社会に自由に参加できることを目指す、手話言語法を広く国民に知らしめていくことや、自由に手話が使え社会環境の整備を国として実現する必要がある。

よって、国において、上記の内容を踏まえた手話言語法を早期に制定するよう強く要望する。

以上のことについて、地方自治法第 99 条の規定に基づき、国の関係機関に対し意見書の提出を求められたものであります。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて採択することに決しております。

以上でございます。

○議長（今泉 正敏） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ございますか、討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は採択です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、請願１号は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第１９、請願２号、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願書を議題といたします。

本案も文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

後藤委員長。

○文教厚生委員長（後藤 百合子） はい、ご報告いたします。

請願２号、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願書、本請願は、篠栗町大字高田４９９の１の２の４０８、全国Ｂ型肝炎九州訴訟原告団、小川敏氏より提出されたものであります。

主な請願の内容は以下のとおりです。

我が国において、ウイルス性肝炎、特にＢ型・Ｃ型肝炎の患者は３５０万人以上とされる。

この要因は、国の責任に帰すべき事由によるものであるということが、肝炎対策基本法や特別措置法でも確認されているところであり、国の法的責任は明確となっている。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在、肝炎治療特別促進事業として実施されているが、対象となる医療が限定されているため、医療費助成の対象から外れている患者は相当数にのぼる。

特に、肝硬変・肝がん患者は高額な医療費の負担と就労不能の方も多く、生活に困窮を来している。

また、肝硬変を中心とする肝疾患は、医学上の認定基準が極めて厳しいため、亡くなる直前でなければ、認定されないといった実態が報告されるなど、現在の制度は、肝炎患者に対する生活支援の実効性を発揮していないとの指摘がなされている。

ところが国においては、肝硬変、肝がん患者に対する医療費助成を含む生活支援について、何ら新たな具体的な措置は講じられていない。

肝硬変、肝がん患者は、毎日１２０人以上の方が亡くなっており、医療費助成を含む生活支援の実現は、一刻の猶予もない課題である。

よって、下記事項を実現するよう強く要望する。

１、ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。

２、身体障がい者福祉法上の肝機能障がいによる身体障がい者手帳の認定基準を

緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること。

以上のことについて、地方自治法第99条の規定に基づき、国の関係機関に対し意見書の提出を求められたものであります。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて採択することに決しております。

終わります

○議長（今泉 正敏） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ございますか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ございますか、討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は採択です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、請願2号は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第20、請願3号、国会に憲法改正の実現を求める意見書提出の請願書を議題といたします。

本案は、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○総務建設委員長（松田 國守） 報告いたします。

請願3号、国会に憲法改正の実現を求める意見書提出の請願書、本請願は、福岡市博多区千代4の30の2の4F、日本会議福岡、時局担当副理事長、辻幸男氏より提出されたものであります。

主な請願の内容は以下のとおりです。

日本国憲法は、昭和22年5月3日施行以来、今日まで約70年が過ぎ、我が国をめぐる内外の諸情勢は劇的な変化を遂げ、我が国を取り巻く東アジア情勢は、一刻の猶予も許されない事態に直面し、さらに家族、環境などの諸問題や、大規模災害等への対応が求められている。

このような状況変化を受け、様々な憲法改正案が各政党、報道機関、民間団体から提唱されている中、国会においても、平成19年の国民投票法の成立を機に、憲法審査会が設置され、憲法改正に向けた制度が整備されるに至っている。

ついては、国において、新たな時代にふさわしい憲法に改めるため、憲法審査会

で憲法改正案を策定し、国民への説明とともに国民的な議論を得て、国民が自ら判断する国民投票が実施されるよう強く要望する。

以上のことについて、地方自治法第99条の規定に基づき、国の関係機関に対し意見書の提出を求められたものであります。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて採択することに決しております。

以上です。

○議長（今泉 正敏） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ございますか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は採択です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、請願3号は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第21、請願4号、農業・農協改革への意見書提出に関する請願を議題といたします。

本案も、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○総務建設委員長（松田 國守） 報告いたします。

請願4号、農業・農協改革への意見書提出に関する請願、本請願は、粕屋町大字大隈1,229番地、粕屋農業協同組合、代表理事組合長、栗原信三氏と、粕屋農政連委員長、世利昌規氏より提出されたものであります。

主な請願の内容は以下のとおりです。

政府は、6月24日、農林水産業・地域の活力創造プランを改訂し、JAの事業や組織統治のあり方、連合会の事業・組織形態、中央会の新たな制度への意向等を提起しているが、今後の具体化の検討にあたり、これまで、JAが果たしてきた役割や現場の取り組みを正に評価した上で、強制的な組織変更などの押し付けではなく、JAの自己改革を基本とすることが必要である。

また、農業委員会の改革及び農業生産法人の要件の見直しについても、一方的な

価値判断による議論とならないよう慎重な検討が必要と考える。

今後の政府による、農業・農協改革も進め方如何では、ＪＡの機能が低下し、これまで、農業者や行政・関係機関と連携して取り組んできた水田農業を初めとする農業政策の推進、担い手の育成、管内農畜産物ブランドづくり等の対応が困難になり、農業者に対する多大な影響が懸念される。

よって、次期国会で審議される予定となっている農業・農協改革に対して、現場の意見を反映するよう強く要望する。

以上のことについて、地方自治法第９９条の規定に基づき、国の関係機関に対し意見書を提出を求められたものであります。

審査の中で、農協自体も自主的に改革する努力が不十分では、との質疑に対し、組織・機能改革、人員削減、専門指導員の育成等々の取り組みは、過去からやってきています、との説明がありました。

また、農業・農協改革の農業の部分は意見書の中では見られない。農協改革で十分ではないか。農業を外して農協改革ではいけないのか。との質疑に対し、農協改革には、農業に関わる部分が大きい、特に、法人が農業経営できる部分は農業改革に入ります。それを含めたところの請願です。との説明がありました。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて採択することに決しております。

以上です。

○議長（今泉 正敏） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ございますか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は採択です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、請願４号は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第２２、請願５号、小人数学級推進、義務教育費国庫負担制度拡充を国の関係機関に求める意見書提出に関する請願を議題といたします。

本案は文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

後藤委員長。

○文教厚生委員長（後藤 百合子） ご報告いたします。

請願 5 号、少人数学級推進、義務教育費国庫負担制度拡充を国の関係機関に求める意見書提出に関する請願。本請願は、篠栗町大字和田 9 1 0 の 1 7 5、一ノ瀬治茂氏より提出されたものであります。

主な請願の内容は以下のとおりです。

平成 2 3 年度に義務標準法が改正され、平成 2 4 年度は加配措置とはいえ、前年度の 1 年生に引き続き、小学校 2 年生の 3 5 人以下学級が実現した。

さらに、中学校 3 年生までの 3 5 人以下学級を実現すべく概算要求を行ったが、今だに実現に至っていない。

文部科学省が平成 2 2 年に実施した今後の学級編制及び教職員定数のあり方に関する国民からの意見募集の結果では、小中学校の学級規模として 6 割以上が 2 6 から 3 0 人の規模が望ましいという意見を挙げている。

また、憲法でいう教育の機会均等とは、全国どこに住んでいても、だれもが一定水準の教育を受けることができるということです。しかしながら、義務教育費国庫負担制度の国負担割合は 2 分の 1 から 3 分の 1 に引き下げられ、自治体財政を圧迫するとともに、教育条件整備面においても格差を生み出している。

なお、G D P に対する教育支出の割合は、O E C D 加盟国 3 1 カ国の中でも、日本が最下位であり、こうした面からも教育予算の充実は早急に行われるべきである。

そこで、平成 2 7 年度の政府予算編成において、

1、少人数学級を推進すること、当面、小学校 3 年生以上の 3 5 人以下学級を早期に実現すること。

2、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持するとともに、国の負担割合を 2 分の 1 に復元すること。

以上のことについて、地方自治法第 9 9 条の規定に基づき、国の関係機関に対し意見書の提出を求められたものであります。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて採択することに決しております。

終わります。

○議長（今泉 正敏） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ございますか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は採択です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、請願５号は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第２３、常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

総務建設、文教厚生各常任委員長から、会議規則第７５条の規定により、タブレットに掲載の申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りいたします。

総務建設、文教厚生両委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって、総務建設、文教厚生両委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

ここで、タブレットにメール送信しておりました各常任委員会の閉会中の調査結果について質疑等があれば受けたいと思います。

質疑はありませんか。

質疑ないようですので、質疑を終わります。

次にお諮りいたします。

本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理訂正につきましては、会議規則第４５条の規定により、議長に委任していただきたいと思います。御異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理訂正は議長に委任していただくことに決定しました。

以上で本定例会の日程は全て終了いたしました。

ここで町長、何か発言することがありましたら、許可いたします。

三浦町長。

○町長（三浦 正） 平成２６年第３回定例会の閉会にあたり御挨拶申し上げます。

長期間にわたる御審議まことにありがとうございました。

専決処分 1 件、本日御審議いただきました追加議案も含め、人事案件 2 件、条例の制定 6 件、平成 25 年度一般会計ほか特別会計の決算の認定について、水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、また平成 26 年度補正予算 3 件の上程いたしました 17 議案すべてについて、可決、承認いただきましたことに感謝いたします。

特に、篠栗町立栗の子保育園民営化検討委員会条例の制定については、篠栗町の保育行政の大きな転換を目指すための大変重要な取り組みのスタートと捉えております。

また、全ての子どもの良質な成育環境を保障し、子ども子育て家庭を社会全体で支援することを目的として、子ども子育て支援関連の制度、財源を一元化して、新しい仕組みを構築し、質の高い学校教育、保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援の充実を図る。

これは、内閣府、文科省、厚生労働省の共同で発信された文章でございますが、このことを目途として国が定めました。

いわゆる子ども子育て関連 3 法について、我が町において実践するための篠栗町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定。

篠栗町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定。

篠栗町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定の 3 条例は、国の大きな枠組みの中で、これから篠栗町らしい子ども子育て家庭を社会全体で支援するという大きな課題に取り組むための基準を定めたものでございまして、この基準をもとに、今後具体的な方向性を御提案してまいりたいと考えております。

一般会計はじめ 5 会計の決算認定をいただきました。

行政側にとって、9 月の定例会において、前年度の総括とも言える決算認定の議会審議をいただき、御意見を賜うことは、本年度の後半における行政施策、事業の展開において力強い後押しとなります。

軌道修正を加えながら、平成 26 年度も第 1 回定例会でお示しいたしました。諸施策について着実に完了するよう努力してまいります。

また、年度の継続性を重視する中で、平成 27 年度の篠栗町の取り組むべき課題を検討する時期にも来ております。

10 月以降、執行部におきましては議論を深め、平成 27 年度の事業項目案を固めてまいりますので、議員各位におかれましても、各自がお持ちの町の課題につい

て御意見を賜ればありがたいと存じます。

ぜひよろしくお願いいたします。

開会日の諸情勢報告において、安倍改造内閣の柱は地方創成であると申し上げました。

平成２６年７月に総務省は個性溢れる地方の創生により、経済の好循環の波を全国に広げ、総合的に日本を元気にするための取り組みを進めるため、各部局が情報を共有しながら、連携を密にし、有効な施策を迅速に企画立案できるということを目的に、総務省まち・ひと・しごと創生推進本部をスタートさせました。

篠栗町におきましても、今後は、これまで以上に各課の情報を共有し、役場全体として、篠栗町創生に取り組んでいかなければならないと感じております。

早速、平成２６年度下期に向けて、職員に周知徹底させて進めてまいります。

さて、議員の皆様にも御心配をおかけしております、産業廃棄物業者によるクリーンパーク下の同社敷地内における放置廃棄物問題でございます。本件は、福岡県環境部監視指導課、廃棄物適正処理推進室において、順次、問題解決に向けて御努力をいただいております、去る９月１１日に、取り組み状況の説明を受けましたので報告いたします。

平成２６年度につきましては、９月下旬から平成２７年１月までの５カ月間を予定して、屋内に放置している廃棄物の処理を実施し、残存見込み量の大半を撤去したいとの報告を受けております。もう間もなく作業が始まる見込みであります。今後の状況につきましては、経過をご報告してまいります。

今定例会は、タブレット端末を使つての最初の議会でございます。当初心配しておりました混乱も全く無く、たいへんスムーズに全ての審議を終了することができました。

今年度当初から第３回定例会を目標として、議員各位におかれましては、操作習熟に御努力いただきましたことに心から感謝申し上げます。

何より、討議資料が散逸することなく、議会、執行部が審議に集中できたことは大きな成果であったと感じております。

今定例会期間中の各審議を踏まえ、より一層のタブレット端末導入の効果が出るよう工夫を加え、効率的な議会運営となりますよう、議会事務局と事務協議を進めてまいります。

篠栗町議会議員全員の御英断によって、平成２６年篠栗町議会第３回定例会は、タブレット端末導入による電子化議会のスタートとして、篠栗町の歴史に残る記念

すべき議会となりましたことに敬意を表します。

既に、各方面から大きな注目を集めており、視察問い合わせもたくさん来ております。できるだけ旬のときに、話題が広がりますよう、早急に視察等にも対応してまいります。その際には、広報委員会の皆様を中心に、議員各位にも御協力賜れらばと願っております。

こうした努力により、全国で篠栗町をしのくり町ではなく、篠栗町と呼んでいただけるようになればと大きな期待を持っております。

今後とも、町職員一丸となって、篠栗創生のために努力してまいりますので、今後とも御指導、御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げまして、篠栗町議会平成26年第3回定例会の閉会の挨拶といたします。

長期間まことにありがとうございました。

○議長（今泉 正敏） 以上で本日の会議を閉じます。

これをもちまして、平成26年第3回篠栗町議会定例会を閉会といたします。

散会 午前11時14分

会議の経過およびその内容に相違ないことを証し、地方自治法
第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

篠栗町議会議長

今泉 正敏

篠栗町議会議員

村瀬 敬太郎

篠栗町議会議員

飯田 浩二
